

社会福祉法人 広島市安佐南区社会福祉協議会

地域福祉推進第6次5か年計画

みんなで作る
ささえあいのまち



平成25年度～29年度

〈はじめに〉 一巻頭一

この計画は、第5次5か年計画を引き継いで策定した安佐南区社会福祉協議会地域福祉〈活動〉推進第6次5か年計画で、平成25年度から平成29年度までの地域福祉推進計画を策定し、これらに関する取り組みを明示したものです。

少子・高齢化の進行とこれらを背景とする家族構成の変化や世帯の小規模化が一段と進み、かつては家族が担っていた大切な機能である〈子育て〉、〈教育〉、〈介護〉などの弱体化が指摘されています。このような家族・家庭の基本的な機能の喪失は児童及び高齢化した親に対する様々な虐待、夫婦間の暴力、孤独死などの新たな社会的課題をつくりだし、地域における福祉ニーズの多くを多様で複雑な形にしているように思われます。また、広島市域ではこれに並行して町内会・自治会の加入率の低下が進んでおり、これまで地域コミュニティを形成してきた各種の団体の加入者も減少しています。これまで当たり前のように思われていた家族や地域社会の相互扶助機能がなくなり、さらには人と人をつなぐ絆そのものがほころび、お互いに支え合い、よい影響を与え合う関係性の確立が妨げられています。さらに、平成20年度秋以降の国の内外における経済環境の大きな変化により、驚くべき数の離職者が生まれ、その結果、とくに稼働可能世帯と高齢者世帯における生活保護受給者の数が増えました。長引く経済の停滞により生活困窮者の中には、複合的な生活課題を抱えながら、地域で孤立している人もいるものと思われます。もちろん、このような問題は社協組織・関係者だけの力では解決できません。しかし、新たな住民共助力に対する各方面からの期待も同時に高まっており、地域住民が行政、その他の専門機関、組織、団体等と連携しながら、課題のある人を発見し、把握し、関係者等のつながりの中で、その問題の解決に向けての第一歩をふみ出すことが求められているのではないのでしょうか。この計画は、前計画の内容を継承しつつ強化し、現在の情勢を反映しつつ、人と人のつながり、可能な範囲の支え合いを意識した小地域福祉活動、ボランティア活動、個別支援活動を推進するとともに、新たな社会的課題の解決に挑戦する計画として策定しました。

平成25年3月

社会福祉法人 広島市安佐南区社会福祉協議会

会 長 寺 尾 一 秀

地域福祉推進第6次5カ年計画
みんなでつくる ささえあいのまち

目次

はじめに

第1章	計画策定の背景	1
第2章	計画の基本的な考え方	8
1.	計画のめざすもの	8
2.	計画の性格	8
3.	計画の期間	9
4.	計画の推進主体	9
第3章	基本計画	10
1.	基本理念（計画が目標としていること）	10
2.	基本目標（計画の柱となるもの）	11
	第1の柱 「たすけあいのまちをつくろう」	11
	第2の柱 「一人ひとりの暮らしをささえよう」	16
	第3の柱 「活動をすすめる体制を強化します」	21
3.	地域福祉推進第6次5カ年計画 体系図	23

第4章 実施計画	25
----------	----

第1の柱 「たすけあいのまちをつくろう」	25
第2の柱 「一人ひとりの暮らしをささえよう」	27
第3の柱 「活動をすすめる体制を強化します」	29

地域福祉推進第5次5カ年計画の総括	32
-------------------	----

資料編

高齢化率・15歳未満と町内会加入率から見た学区域類型	41
広島市・区の将来人口推計	42
広島市町内会・自治会加入率	44
将来の区別人口および指数	45
計画策定審議経過	46

名簿	47
社会福祉法人広島市安佐南区社会福祉協議会総務委員会	47
地域福祉委員会	47
ボランティアセンター運営委員会	48

第 1 章 計画策定の背景

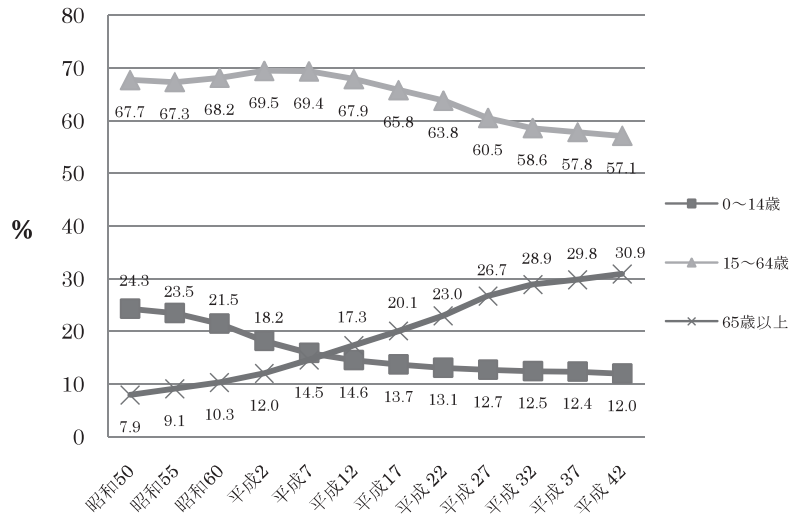
● 進む、少子・高齢化

わが国では、急速な勢いで少子高齢化が進んでいます。

昭和 50 年（1975）に、24.3%だった 0～14 歳の年少者人口比率も、平成 22 年（2010）には 13.1%になり、平成 42 年（2030）では 12.0%になると推計されています。

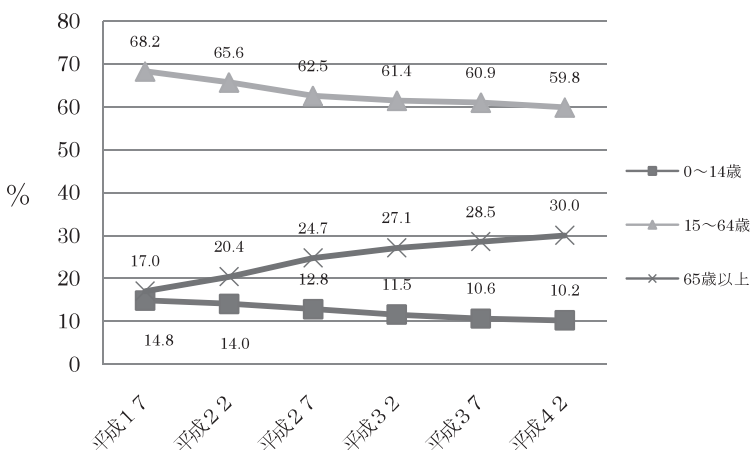
一方、65 歳以上の高齢者人口比率は昭和 50 年（1975）には 7.9%、平成 22 年（2010）には 23.0%でしたが、平成 27 年（2015）には 26.7%、平成 42 年（2030）には 30.9%になると推計されています。 [図 1]

【全国】将来人口推計（3区分）



【図 1】 国立社会保障・人口問題研究所（日本の将来推計人口）平成 24 年 1 月推計
2011～：2011～2060 出生率高位（死亡中位）推計
～2010：年齢別人口 年齢（3区分）別人口及び増加率

【広島市】将来人口推計（3区分）



年少者人口比率は、平成 22 年（2010）には 14.0%でしたが、平成 27 年（2015）には 12.8%、平成 42 年（2030）には 10.2%にまで減少すると推計されています。

一方、65 歳以上の高齢者人口比率は、平成 22 年（2010）は 20.4%でしたが、平成 27 年（2015）には 24.7%、平成 42 年（2030）には 30.0%となること予測されています。 [図 2]

【図 2】 国立社会保障・人口問題研究所 日本の市町村別将来推計人口（平成 20 年 12 月推計）市町村別男女 5 歳階級別データ

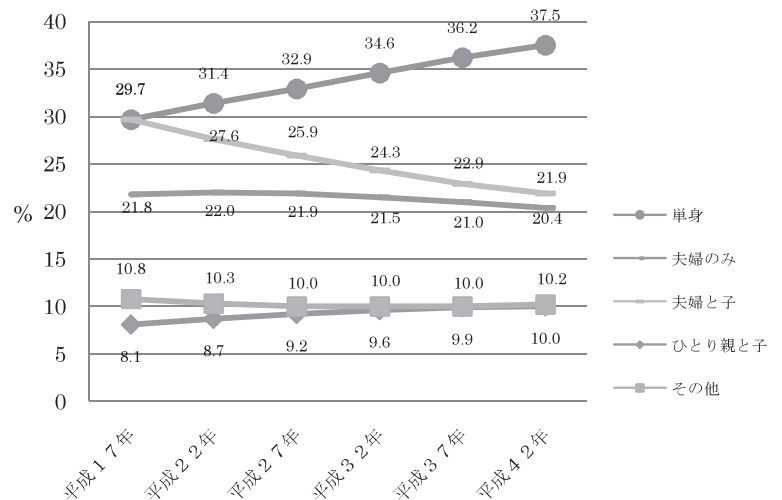
また、広島市の総人口は平成 24 年度以降減少すると推計されています。

但し、安佐南区においては 8 区で唯一人口が増加しています。新たに造成された団地がある学区では子どもの人口も増加しています。反面、高度成長期（1960～70年代）に開発された団地においては高齢化が進行しています

● 進む家族の小規模化

少子高齢化と並行して、夫婦と子どもの世帯、3世代同居などが減少しています。広島県でも単身世帯の割合が平成17年(2005)には29.7%、平成22年(2010)には31.4%であり、平成42年(2030)には37.5%にまで増加すると予測され、家族構成の小規模化がみられます。 [図3]

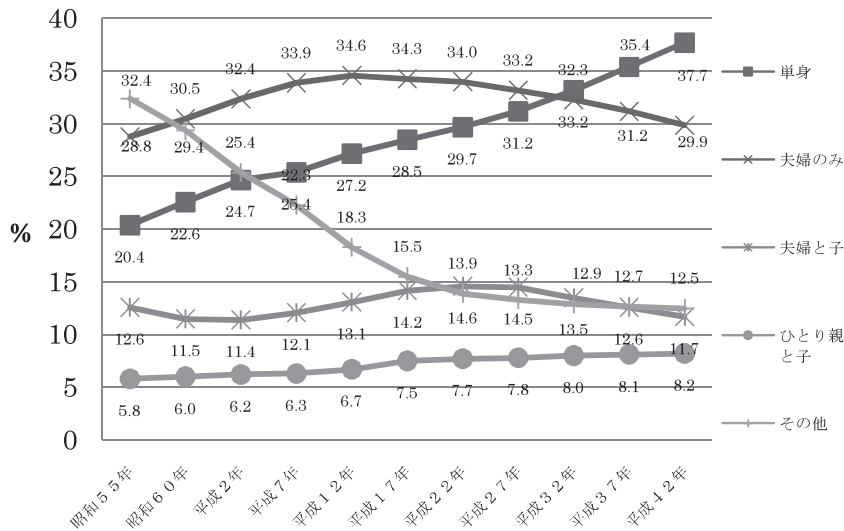
【広島県】家族類型別一般世帯の推移



[図3] 国立社会保障・人口問題研究所
日本の世帯数の将来推計(全国推計) 2008年3月推計

広島市での単身世帯の割合は、平成17年(2005)には29.5%、平成22年(2010)には31.2%で、平成42年(2030)には37.4%になると推計されています。

【全国】世帯主が65歳以上の家族類型別世帯数



[図4] 国立社会保障・人口問題研究所
世帯主65歳以上・75歳以上の世帯の家族類型別世帯数、割合 (1980~2025年)

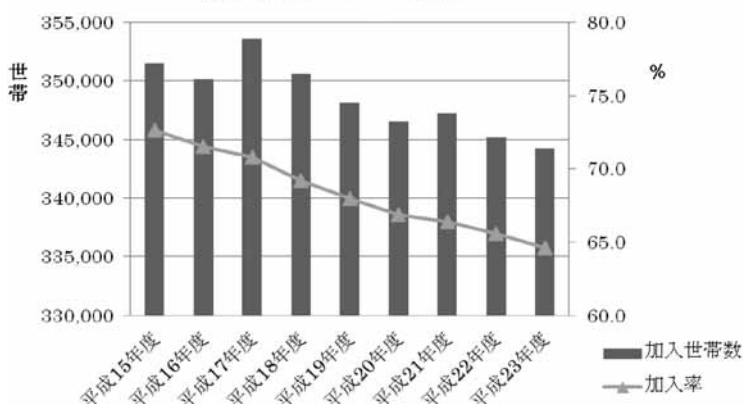
また、世帯主が65歳以上の高齢者世帯に限ってみると、単身世帯と夫婦のみの世帯が平成22年(2010)では、合わせて63.7%で半数以上を占め、今後も単身世帯の増加が予測されています。

[図4]

また、少子化や単身世帯の増加には、晩婚化や非婚化(生涯結婚しない)も直接的な要因になっています。これに関連し、一人の女性が一生の間に産む子どもの数(合計特殊出生率)は、平成23年(2011)は1.39人で近年横ばい傾向ではあるものの、少子化の一因になっています。

● 町内会加入率の低下

【広島市】 町内会・自治会加入世帯数と加入率の推移



【図5】広島市ホームページ

広島市では、町内会・自治会の加入率の低下が進んでいます。

平成17年度（2005）には35万3千世帯（70.8%）が加入していましたが、平成23年度（2011）は34万4千世帯（64.9%）と大幅に減少しています。 【図5】

また、町内会・自治会加入率の低下に加え、地域コミュニティを形成していた各種団体の加入者も減少しています。

安佐南区においては56.3%（平成24年9月現）となっております。学生、単身赴任者が多いことも一つの要因であるとはおもわれますが、市域で一番低く、地域活動進めていくうえで大きな課題となっています。

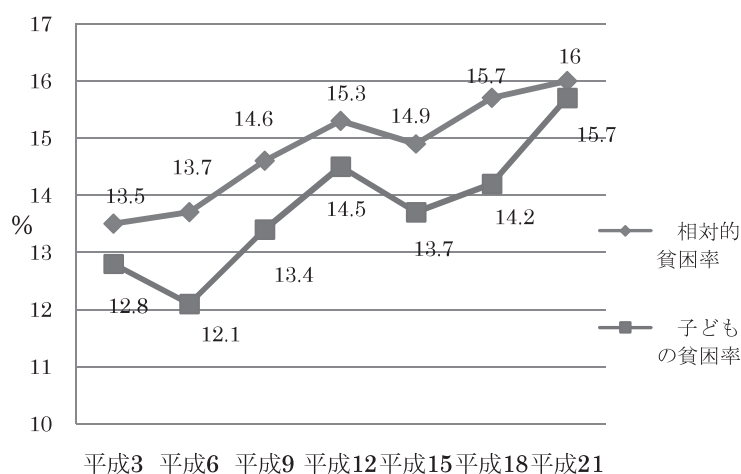
● 生活困窮者の増加

平成20年秋のリーマンショック以降、多くの離職者が生まれ、特に稼働世帯^(※1)と高齢者世帯において、生活保護の受給が増えています。

相対的貧困率^(※2)の上昇に並行し、子どもの貧困率^(※3)も上昇してきており、子育て世帯の経済状況は厳しい状況になっています。 【図6】

一人親世帯の場合は一層厳しく、平成21年度の貧困率は50.8%という高い値を示しています。

【全国】貧困率の年次推移



【図6】平成22年 国民生活基礎調査の状況

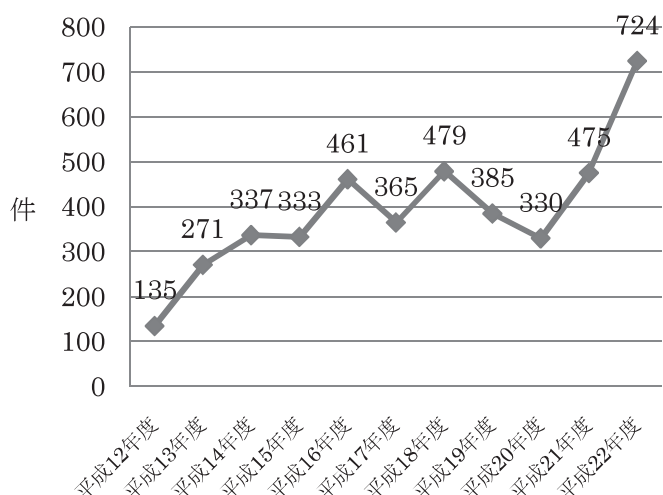
● 児童虐待の増加

このような中で、児童虐待の通報件数は、平成20年度には一旦減少したものの、平成21年度からは増加に転じています。[図7]

高齢者・障害者への虐待、DVなども無視できない問題です。

安佐南区には他区に先駆け、平成24年度から児童虐待の相談にあたる「こども家庭相談コーナー」が開設されました。

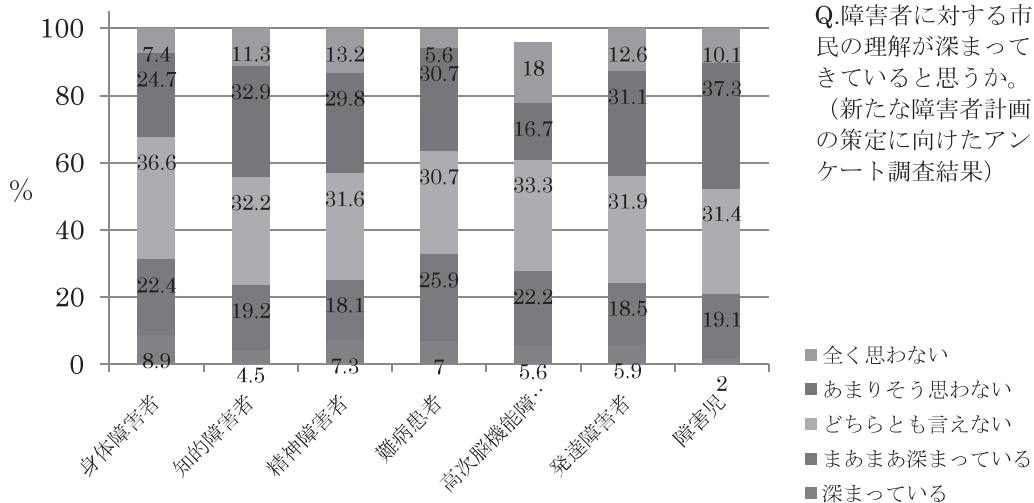
【広島市】児童虐待相談・通告件数推移



[図7] 広島市ホームページ

● 障害者に対する市民の理解

【広島市】障害者に対する市民の理解



[図8] 広島市ホームページ

広島市における障害者に対する市民の理解が深まっているかという障害者理解については、障害者全体で5人に2人(40.0%)が「あまりそう思わない」または「全く思わない」と回答しており、発達障害者(43.7%)、高次脳機能障害者(38.9%)、難病患者(36.3%)では、2~3人に一人が「あまりそう思わない」または「全く思わない」と回答しており、障害や障害者についての更なる理解の促進が求められています。 [図8]

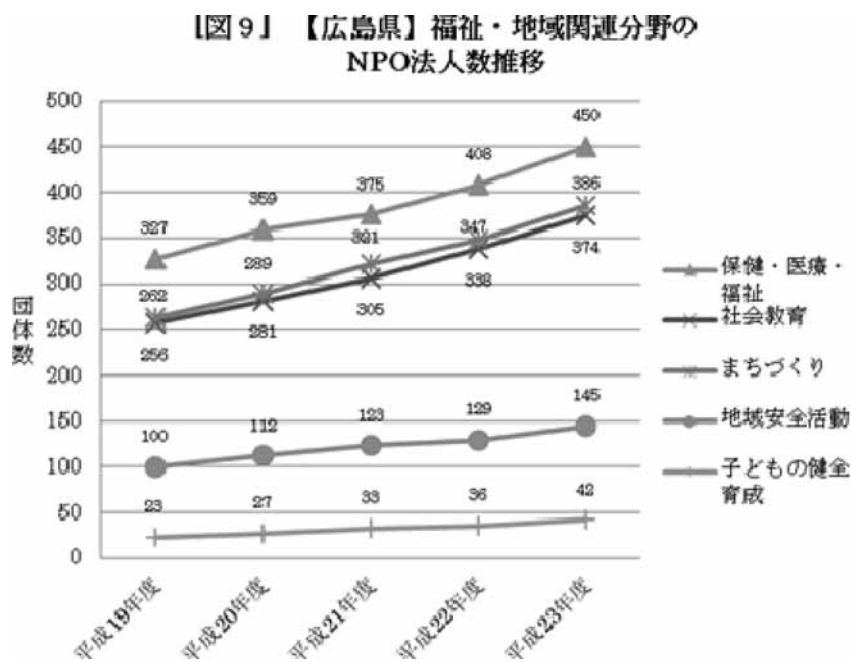
● ボランティアや市民活動への意識の高まり

このような状況においても、ボランティアやNPO^(※4)活動、市民活動等への参加者数は年々増加しています。平成23年度 国民生活選好度調査（調査対象：全国に居住する15歳から80歳未満の男女4,000人）ではボランティア活動、NPO活動、市民活動等への参加経験者は24.6%であり、4分の1の人が何らかの活動に参加したことがあるという結果が出ています。

また、同調査によると、これらの活動への参加に関する今後の意向については、「自ら参加したい」、「今後もっと活動を増やしたい」と答えた割合は、平成22年度は46.5%、平成23年度は50.3%で増加しています。

市社協に登録しているボランティア数も、平成20年度14,191人だったのに対し、平成23年度には17,004人にまで増加しており、ボランティアと市民活動への意識の高まりが伺えます。

また、社会の多様なニーズに応えた社会貢献活動を行う特定非営利活動法人（NPO法人）の団体数は、保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり等に関する分野で大きな伸びを見せています。〔図9〕



東日本大震災等により、助け合いやボランティアへの関心が高まり、ボランティア数、NPO法人数の増加が見られ、市民活動がより盛んになっていくことが期待されます。

・価値観の多様化・福祉ニーズの多様化により、「地域でのささえあい」が

ますます重要に

地域における福祉ニーズはますます多様化しており、子育て支援、子どもの安心・安全の確保や、地震・台風などの大規模災害時の要援護者支援対策などいずれの地域にも共通する課題となっています。反面、人間関係の最小単位である家族・家庭そのものの崩壊や、低迷する経済情勢による雇用不安などにより、複合的な生活課題を抱え、地域からの孤立を深める人も増えてきています。

国においても「地域への移行」が重要なキーワードとされています。

何かあっても、だれかが何とかしてくれるという時代ではなくなってきました。

自分たちの街は自分たちでよくしていく。

自分自身が高齢になっても、障害があっても、安心して暮らし続けることが出来る「地域」をいかに我々の手で構築していくかが求められています。

・学（地）区社協で住民主体のさまざまな活動を展開

このような状況を踏まえ、安佐南区社会福祉協議会では、地域福祉推進第5次5か年計画(平成20年度～24年度)を策定し、「あなたとつくる みんなでつくる ささえあいのまち」のスローガンのもと活動を推進してきました。

具体的には、概ね小学校区単位に組織されている25の学（地）区社会福祉協議会が中心となって、それぞれの地域において、高齢者などの生活を見守り、支援する「近隣ミニネットワークづくり推進事業」、外出を促し、交流の機会を提供する「ふれあい・いきいきサロン事業」や、庭の清掃、ゴミ出しなど家庭でのちょっとしたお手伝い等を支援する「地区ボランティアバンク活動推進事業」など、地域で援助を必要としている人たちを支援する活動を地域住民主体で展開してきました。

また、地域住民自身で地域の課題を発見し、地域住民のつながりを再構築しながら、お互いをささえ合う地域社会づくりを実現するため、行政や関係機関などと連携して、学（地）区社協単位に「福祉のまちづくりプラン」づくりに取り組んできました。こうした取り組みは今後ますます重要になると考えられます。

・第6次5か年計画は「みんなでつくる ささえあいのまち」をめざします

家族が抱える生活課題や地域社会での孤立といった課題への対応は、行政機関の支援だけでは不十分で、民間の福祉団体・地域組織・ボランティアなど幅広い連携が必要です。

安佐南区社会福祉協議会は地域の福祉を推進する中核組織として、行政機関をはじめ、専門機関・施設、地域組織、NPO 団体などのネットワークを形成し、協働体制を構築して、新たな福祉課題を明確にし、その課題の改善・解決を図っていきます。本会が取り組むべき方向を広く区民に発信し、地域住民一人ひとりが、みんなと一緒に「ささえあいのまち 安佐南」を実現するため、第6次5か年計画を策定するものです。



第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画のめざすもの

地域福祉推進第6次5か年計画では、スローガンとして『みんなでつくる ささえあいのまち』を掲げます。

これは、区民一人ひとりが自分たちの街は自分たちの手でより良い街にすることを目指し、安佐南のまちを誰もが住みやすい“ささえあいのまち”にしようとするものです。

・福祉のまちづくりをすすめます

学(地)区社協を実施主体として取り組んできた「福祉のまちづくり事業」を継承し、誰もが安心して心豊かに暮らせる地域づくりを推進します。

・福祉活動への住民参加をすすめます

さまざまな活動場面づくりと福祉教育により、住民活動やボランティア活動を支援し、福祉活動への住民参加をすすめます。

・その人らしい暮らしを支援します

高齢や障害があっても、住み慣れた地域で孤立することなく、その人らしい日常生活が送れるよう支援します。

・住民の福祉ニーズ把握と課題解決の仕組みをつくります

あらたな福祉ニーズを把握・集約し、課題解決につなげる仕組み(場)づくりを行います。

・活動を円滑に推進するための組織活動基盤づくりを図ります

区社協の人的・財政的等組織基盤の整備を図るとともに、区域の福祉活動拠点となる地域福祉センターの機能充実を図ります。

2. 計画の性格

(1) 「区民への発信」としての計画

この計画は、区民が自発的に活動に参加して、社会参加の促進を目指す計画であるとともに、区民の立場から将来の見通しを持って計画的に活動するための行動計画です。

(2) 区民に身近な小地域を原点とする計画

この計画は、区民にもっとも身近な小地域(学(地)区社協域)と、そこに住む人たちの生活をささえることを活動の原点とする計画です。

(3) 広島市の行政計画と連携・協働する計画

この計画は、「広島市地域福祉計画」(社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画)と

連携・協働して地域福祉の推進を目指す計画です。また、「広島市高齢者施策推進プラン」、「広島市新障害者基本計画」、「広島市子ども施策総合計画」・災害時要援護者避難支援事業等とも補完しあい、連携しながら地域課題の解決を目指します。

(4) 社会福祉協議会の活動指針となる計画

この計画は、区・学（地）区の社会福祉協議会の地域福祉の推進を図る方針や発展強化の道筋を、長期的に明らかにするものです。

3. 計画の期間

計画期間：平成25年度～29年度（5か年）

本計画の進行管理や情勢変化による新たな課題への対応のため、中間年である平成27年度に、策定委員会及び策定作業委員会が中心となり、中間見直しを行います。

4. 計画の推進主体

この計画は、安佐南区社会福祉協議会が中心となって、構成団体をはじめ地域福祉に関係のある機関・団体と協働しながら計画的に進めるものです。

第3章 基本計画

1. 【基本理念】 この計画が目標としていること

地域住民や活動団体と連携・協働し、だれもが安心してくらすことのできる
「ささえあいのまち」をつくること。

スローガン

みんなでつくる ささえあいのまち

【スローガンを実現するために】

このスローガン「みんなでつくる ささえあいのまち」を実現するため、安佐南区でくらす区民と、安佐南区にある施設・学校・団体・機関「みんな」で「ささえあいのまち」づくりをすすめます。

そのために、次ページ以降のとおり、計画の柱として3つの柱を掲げ、広島市社会福祉協議会・安佐南区社会福祉協議会及び区内の25学（地）区社会福祉協議会が一体となって、「みんな」の力で、「（第1の柱）たすけあいのまち」をつくり、「（第2の柱）一人ひとりの暮らしを」ささえていきます。

また、第3の柱では、第1の柱から第2の柱までの「活動を進める体制を」強化します。

2. 【基本目標】 計画の柱となるもの

▶ 第1の柱 『たすけあいのまちをつくろう』

【キーワード】 《つながる・たすけあう》

【推進方針】

昭和62年から20年余り、学（地）区社協の中心的な活動として、「福祉のまちづくり事業」^(※5)に取り組んできました。「安全・安心・こころゆたかに暮らせる地域」をつくっていくためにも、「福祉のまちづくり事業」を今後も推進していきます。事業をより一層効果的なものとするため、事業の課題の整理、分析を行うとともに活動の担い手の拡大を図っていきます。

また、さまざまな人が福祉を学び・体験する機会をつくることを目的として、子どもから大人まで、生涯にわたる福祉学習・体験の場づくりを推進し、区民の福祉理解と関心を高めていきます。

現在の社会はネット社会ともいわれ、仮想の世界の中で一人一人が社会内に埋没してしまい、自尊感情を持たず、社会的有用感を感じられない、生きにくい時代とも言われています。

そのなかでボランティア活動は一人一人が必要とされ大切にされる活動であり、社会的有用感を感じることができる活動であるといえます。

その価値を伝えていく意味からも今後もボランティア活動の推進を図っていきます。

あわせて、ボランティアセンターの機能充実も図り、区民の活動の参加拡大を図ります。

災害時の地域(区レベル)でのボランティアのネットワーク活動と災害ボランティア活動への支援体制づくりに取り組み、高齢者、障害者、児童等災害弱者を支援するネットワークづくりを、関係機関団体などと連携して取り組みます。

こうした取り組みを進めていくためには、区民一人ひとりの力と行政や専門機関、福祉施設、福祉団体などがお互いにつながり、「たすけあって」いくことが必要です。

社会福祉協議会は、このお互いにつながり、「たすけあって」取り組んでいく活動の要としての役割を果たしていきます。

【進めていくこと】

1 小地域での活動を進め、福祉活動を進めよう

福祉のまちづくりの総合的な推進

学（地）区社協単位の取り組みとして、安心のための「近隣でのネットワークづくり」、仲間づくり・活き場づくりのための「ふれあい・いきいきサロン」の開設、支えあいの「ボランティアバンク」の開設という従来の活動を継承しながら、福祉のまちづくりを進めていきます。

- *福祉のまちづくり事業3事業（近隣ミニネットワークづくり^(※6)、ふれあい・いきいきサロン^(※7)、地区ボランティアバンク^(※8)）が相互に関連した取り組みになるよう支援していきます。
- *近隣ミニネットワークづくり推進事業は、担い手・当事者の両面から重点的に取り組み、災害時要援護者避難支援事業^(※9)と一体的な推進を目指していきます。
- *地区社協の活動体制の強化を支援します。なお、福祉のまちづくり事業3事業実施に伴う課題等の分析検討を行い、課題の解決に努めます。
- *学区社協で行っている地域福祉活動の担い手の拡大や、活動への参加をはかります。
- *福祉のまちづくり事業等から派生した地域課題に対応する先駆的活動や工夫した取り組みについて、区社協は学（地）区社協とともに取り組みます。
- *福祉のまちづくりを総合的・計画的に推進するため、福祉のまちづくりプランの策定を支援します。未策定地区へは、状況に応じた働きかけや策定の支援を行い、全ての学（地）区社協でプラン策定を目指します。
- *活動拠点のない学（地）区社協についても、拠点の確保について行政機関等へ働きかけるなどし、拠点の設置をすすめます。活動拠点のある学（地）区社協では拠点機能の強化を支援します。

安全・安心に暮らせる地域をつくるための連携

広島市で取り組まれている「災害時要援護者避難支援事業」について、社会福祉協議会として、災害時要援護者といわれる人たちを支援するネットワークづくりを、地域と民生委員児童委員協議会・地域包括支援センター^(※10)などと連携して取り組み、災害時の地域(区レベル)でのボランティアのネットワーク活動と災害ボランティア活動への支援体制づくりに取り組みます。

また、団地等で発生している生活課題の問題の解決のための調査・研究に、地域・行政の関係部局と協働・連携しながら取り組みます。

さらに、緊急時の対応に役立てるため、救急医療情報キット^(※11)事業に学(地)区社協・消防等と連携しながら取り組み、「安心して暮らせる安佐南区」づくりに取り組みます。

専門機関・行政機関との連携

安全・安心に暮らせる地域づくりを進めていくため、施設・関係団体・専門機関・行政機関と連携し、学(地)区社協の活動を推進していきます。



【進めていくこと】

2 福祉教育を進めよう

福祉教育の推進

地域、学校、企業、団体などとの連携により、「やさしさ発見プログラム事業^(※12)」を活用した福祉教育を一層広めます。子どもから大人まで福祉理解と関心を高め、活動の参加へつなげていきます。

また、福祉教育の推進方法をさらに充実させるため、新たなプログラムについても検討し、福祉学習を進める福祉活動体験学習の講師の養成についても市社協と連携し進めていきます。

「研修・学習の場づくり」として、学（地）区社協の関係者の研修、ボランティア・区民のための福祉啓発の講座を行います。

【進めていくこと】

3 ボランティア活動を応援します

ボランティア活動の推進

様々な福祉ニーズに沿ってボランティアの育成をすすめるとともに、ボランティアがいきいきとできる活動の場を広げ、区民の福祉活動への参加を増やします。

また、さまざまな生活課題を持つ人たちがボランティア活動を通して居場所を見つけられるような取り組みや、ボランティア活動者相互のつながりづくりも進めます。

これまでも取り組んでいる福祉的分野のボランティア講座(手話・点字等)に加えて、新たな要望や課題に対応するボランティア講座をNPO法人等と企画の段階からともに取り組み、啓発とボランティアの育成に努めます。

また、会社を退職される方を対象に居住の地域での活動を紹介し、活動につなげていく講座を開催し、地域活動の啓発と地域の諸団体の次世代の活動の担い手養成に取り組みます。

福祉やボランティアの情報発信を目的に、区民に向けた福祉イベントも開催します。

このため、人を育てる・人をつなぐ視点と力量をもつボランティアコーディネーターの育成を進めます。

大学等との連携

安佐南区には多くの大学があります。大学と地域をつないでいく視点から、学生のボランティア活動を支援するとともに、地域の活動を理解してもらうことで将来、地域で活躍する人材の養成を図ります。

大学の担当者との協議の場を開催します。

行政機関との連携を行います。

災害ボランティアセンターの体制づくり

区災害ボランティアセンターマニュアルに従って定期的にシミュレーションを行い、災害時要援護者といわれる人たちを支援するネットワークづくりに取り組み、災害時の地域(区レベル)でのボランティアのネットワーク活動と災害ボランティア活動への支援体制づくりに取り組みます。

また、災害時に備えて福祉施設・関係機関等との連携体制づくりを日常的に取り組みます。

福祉情報の発信

ホームページやメールニュース、広報紙等を通じて、ボランティアセンターの取り組み紹介などを行い、より多くの方に福祉情報が届くよう、情報発信を行います。

学(地)区社協の取り組みの紹介なども学区社協のホームページ等を活用し、区民への情報提供に努めます。

さらに、福祉情報・ボランティア情報の提供につとめ、保有する図書・資料の活用を図り、地域福祉活動や福祉に関する情報を、さまざまな方法で、より多くの区民に届けます。

安佐南区総合福祉センター5階にある安佐南区ボランティアセンターですが、まだまだ多くの方に知っていただいている状態ではありません。ホームページや広報紙等を通じて、ボランティアセンターの周知を行います。

また、当事者団体・ボランティアグループの学習会・交流会の開催、ボランティアグループ連絡会の開催を支援し、当事者の活動やボランティア活動の広がりを図ります。

▶ 第2の柱 「一人ひとりの暮らしをささえよう」

【キーワード】 《うけとめ・つなぐ》

【推進方針】

急速な高齢化と在宅指向、知的障害者・精神障害者の地域生活への移行などにより、地域で暮らす要介護高齢者や障害者が増えています。

また、深刻な雇用情勢が続く中、離職等をきっかけにさまざまな生活困難を抱える世帯が増えており、そのような世帯では、健康面への不安や子どもの養育・進学問題など、課題が潜在化かつ複雑化しています。

しかしながら、家族の小規模化や地域の各種団体の加入率の低下等に見られる地域共同体意識の希薄化などもあり、家族や地域で助け合う力や地域でのつながりが弱くなり、地域で孤立してしまう人の増加が社会問題化しています。

これら生活課題の的確な把握のため、直接相談者宅に出向き必要とされる支援に取り組むこと（アウトリーチ^(※13)）や、関係機関との連携に努めます。

一つひとつの“相談”をしっかりと受け止め、福祉サービス利用援助事業^(※14)・生活福祉資金^(※15)貸付事業などともくみあわせ、支援を行っていきます。

また、様々な相談の積み上げから地域の課題を把握し、課題解決のための事業づくりにも取り組んでいきます。

【進めていくこと】

1 社会的支援を必要とする人の要望を把握し、支援しよう

日常生活の相談援助機能の強化

急速な高齢化と在宅指向、知的障害者・精神障害者の地域生活への移行などにより、地域で暮らす要介護高齢者や障害者が増えています。

また、家族の小規模化や地域の各種団体の加入率の低下等に見られる地域共同体意識の希薄化などもあり、家族や地域で助け合う力や地域でのつながりが弱くなり、地域で孤立してしまう人の増加が社会問題化しています。

高齢者・障害者・児童・配偶者等に対する身体的、経済的な虐待も深刻な課題です。

これらの生活課題の解決を目指し、直接相談者宅に出向き、必要とされる支援に取り組みます。同時に、地域包括支援センターなどを中心とした区域相談機関のネットワークづくりを行います。

また、深刻な雇用情勢が続く中、離職等をきっかけにさまざまな生活困難を抱える世帯が増えており、そのような世帯では、健康面への不安や子どもの養育・進学問題など、様々な課題が絡み合い複雑化しています。

単なる資金貸付では解決できない課題もありますが、社協の貸付制度である生活福祉資金等も活用しながら、世帯の自立支援を行います。

個別支援の積み上げから導かれる地域課題の分析・把握を通し、関係機関と連携を図りながら、新たな地域での取り組みの開発も行っていきます。

これらの相談の充実のため、相談援助技術の向上など職員研修の充実にも努めます。

【進めていくこと】

2 権利擁護事業の推進

福祉サービス利用援助事業（かけはし）の推進

判断力が低下した人を支える福祉サービス利用援助事業については高齢者数の増加等により今後も利用者の増加が見込まれます。社協活動の柱として引き続き推進していきます。

あわせて、相談援助にあたる事務局の体制も強化していきます。

成年後見事業「こうけん」への協力・連携

福祉サービス利用援助事業（かけはし）利用者の判断力が低下し、成年後見制度への引き継ぎが必要になった場合、広島市社協が実施している成年後見事業（こうけん^{（※16）}）と連携し、一体的に利用者の支援を行っていきます。

理解・啓発事業の実施

権利擁護事業理解のための講演会や、利用者を支える地域関係者向けの理解・啓発活動を行います。

あわせて、関係機関・団体との連携体制を強化していきます。

【進めていくこと】

3 支えあいの輪づくりの支援

高齢者・障害者等の社会参加支援

誰もが、自分のペースや生活環境に合わせて社会参加できるよう、地域と協働した場づくりや関係づくりを検討し推進します。社会的孤立にある人に、当事者活動やグループについての情報提供等を行い、生きがいや仲間づくりを支援し、社会参加につながる橋渡しを行います。

一時的に車いすが必要となった方の日常生活や社会参加を支援する“車いす貸出事業”を継続して実施するとともに、学（地）区社協の活動拠点に車いすの配置をすすめ、区民がより身近な地域で車いすを借りることができるようにしていきます。

単独での外出等、社会参加活動が困難な肢体不自由・視覚・知的・精神障害のある方を支援する“障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業^{（※17）}”については、実施主体である市社協と協議しながら事業を行います。

安佐南区社協で実施している福祉車両（車いす用車両）の貸出事業については、障害者自立支援法施行等によりサービス等も整備されてきたことから、今後の運営の在り方について提案・協議していきます。

当事者・家族の組織化と主体的活動の支援

子どもの問題や障害者の地域生活、一人暮らし高齢者の生活等、対象者や課題に応じた専門機関とのネットワークづくりを行います。当事者や家族の活動や組織化を支援します。

また、従来社協で行ってきた障害のある人が主体的に行っている文化・スポーツ活動、精神障害者のソーシャルクラブ^{（※18）}活動などの支援については、仲間づくりや、関係機関・団体との仲立ちに努めていきます。

障害者団体等、当事者団体への支援については、障害者自立支援法等により児童期にお

いては個別の支援はある程度整備されている状況です。

しかしながら現在の制度施策のままでは 18 歳を超えた時点で支援がなくなってしまう。このままでは、行き場のない障害者が増え、家族が地域で孤立しかねません。

これからの支援の方向性や役割については、これまで行ってきた事業を漫然と行うのではなく、将来を見据えた活動を作り上げていく必要があります。

支援の内容については当事者・NPO・施設等と連携し、時間をかけ、今後の方向性や支援内容等を明確にしていきます。

【進めていくこと】

4 子どもの育ちの支援

地域での子育てサロンや放課後児童の学習支援など、地域の実情に応じた取り組みを支援していきます。

あわせて、身近に相談する人がいない、地域で孤立し、SOSを出せないでいる子育て家族の支援も行っていきます。

【進めていくこと】

5 新たな社会的課題への対応

日々の相談支援を通して生活課題に対応すると同時に共通の課題を浮かび上がらせ、地域の特性に応じた先駆的な取り組みを支援します。

分野を横断して取り組むべき課題や新たな生活課題に対応するための取り組みについては事業化を検討します。

社協の連絡調整機能を活かし、さまざまな団体との協働の取り組みをすすめます。

これらの生活課題の解決を目指し、直接相談者宅に出向き、必要とされる支援に取り組みます。

多様な生活課題への対応

多様な生活課題をもつ人への支援として、社協としてどのような取り組みが可能か調査・研究、関係団体からのヒアリング等を行い、地域の実情に応じた支援をしていきます。

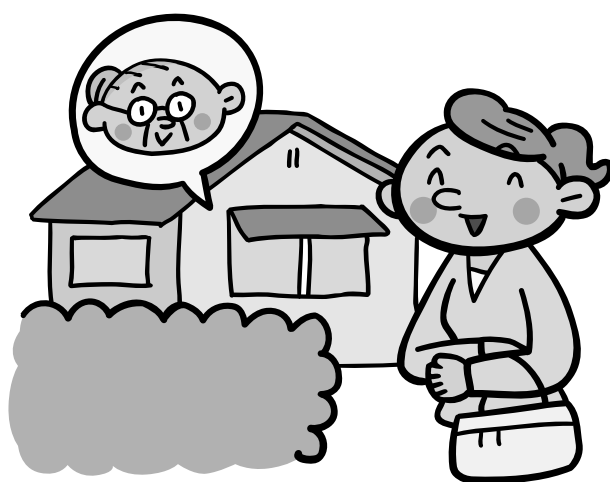
生活課題に対応し、地域の特性に応じた先駆的な取り組みを支援し、区域での普遍化を目指す取り組みについては事業化を検討します。

郊外団地等の生活問題への対応

郊外団地等の抱える生活問題を情報収集し、地域で取り組める支援についての提案や他機関との連携をすすめます。

地域で社会的に孤立している人への支援

地域で社会的に孤立している人が抱えている生活課題の解決を目指し、直接相談者宅に向き、必要とされる支援に取り組みます。地域での普遍化が必要な課題については事業化を検討します。



▶ 第3の柱 『活動をすすめる体制を強化します』

【キーワード】 《あつめる・高める》

【推進方針】

福祉活動は、特定の人物・団体のものではなく、区民・関係機関等みんなで作り上げていくものです。

この計画の『第1の柱』から『第2の柱』で示したさまざまな計画も、“みんな”で、つくる“ささえあいのまち”を目指しています。

この『第3の柱』は、これらの活動を社協として支える仕組みを、活動拠点・財源・組織体制などの面から《あつめる・高める》ものです。

社協の中のことが主にはなりますが、ここでは区民のみなさまに財政などの面から社協を支えていただく事項も含まれています。

【進めていくこと】

1 組織・財政の強化に努めます

安佐南区総合福祉センターは、平成20年7月に開所しました。

現在、福祉活動の拠点として、区民・ボランティアから福祉従事者・学（地）区社協関係者の研修・学習の場として運営しています。

また、事業・活動に欠かせない財源については、会員・会費・寄付金の使途や実績、効果などをインターネットや広報紙に具体的に掲載し、使途や活動効果をより一層明確にしたうえで募集と広報を行います。

また、常にコストを意識し、経費削減や事業の見直しを行い、自主財源の有効活用に努力します。あわせて、新たな財源確保を検討していきます。

“共同募金運動”についても、広島市共同募金会とともに、取り組みを強化する検討を行います。市・区社協の効率的な組織運営や有効な連携のあり方について検討します。

【進めていくこと】

2 事務局体制の整備・強化に努めます

地域福祉の推進団体として区民とともにまちづくりを行っていくためにも、職員の資質向上が必要であり、市社協とともに研修体系計画を再構築し職員の資質向上に努めます。

福祉サービス利用援助事業の利用者の増加に見合う専門職員の配置に努め、福祉ニーズに的確に対応できる職員体制を整えます。

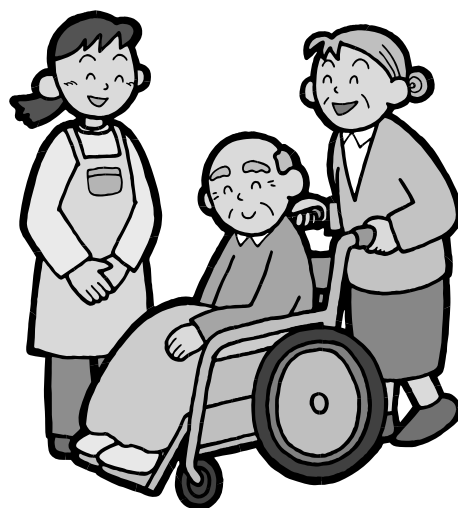
事務局へのソーシャルワーカー^(※19)(社会福祉士等専門職)の配置を促進し福祉活動の推進体制を強化するとともに、地域支援の役割を担うコミュニティソーシャルワーカー^(※20)(CSW)の位置付けを整理し、導入の検討を行います。

【進めていくこと】

3 組織構成を改善・整備し、効率的事業展開に努めます

現在、指定管理者制度^(※21)のもと、安佐南区総合福祉センター、祇園福祉センター、佐東老人いきいの家の管理運営を行っており、次期指定管理者の公募に向けて、管理運営方法について検討を行います。

安佐南区総合福祉センターが、区民にとっての地域福祉の推進拠点として有効に活用されるよう引き続き努めていきます。



安佐南区社協地域福祉推進第6次5か年計画 体系図

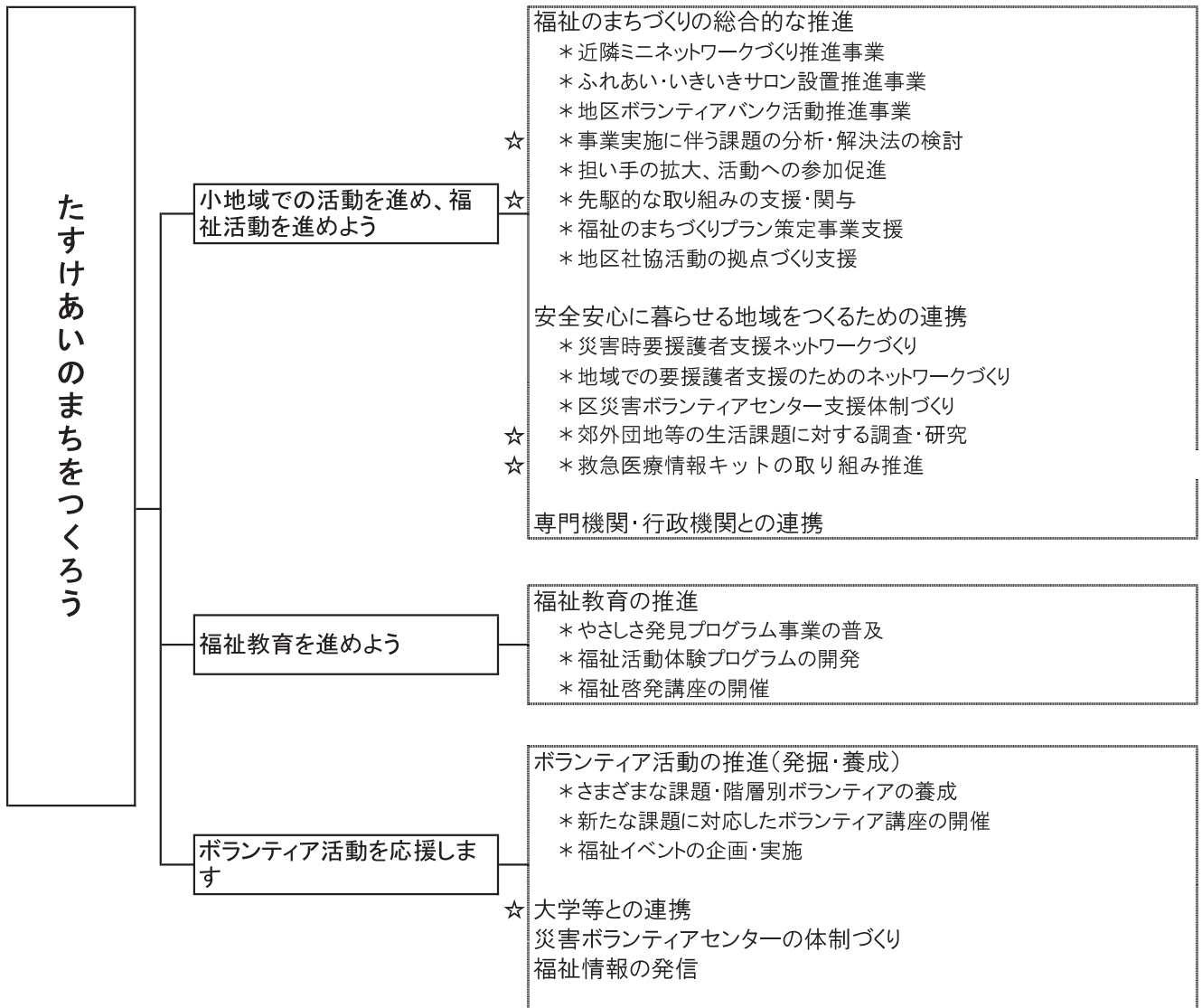
みんなで作る ささえあいのまち

目標に向かって進めていく3つの柱

進めていくこと

具体的な取り組み

第一の柱 《つながる たすけあう》

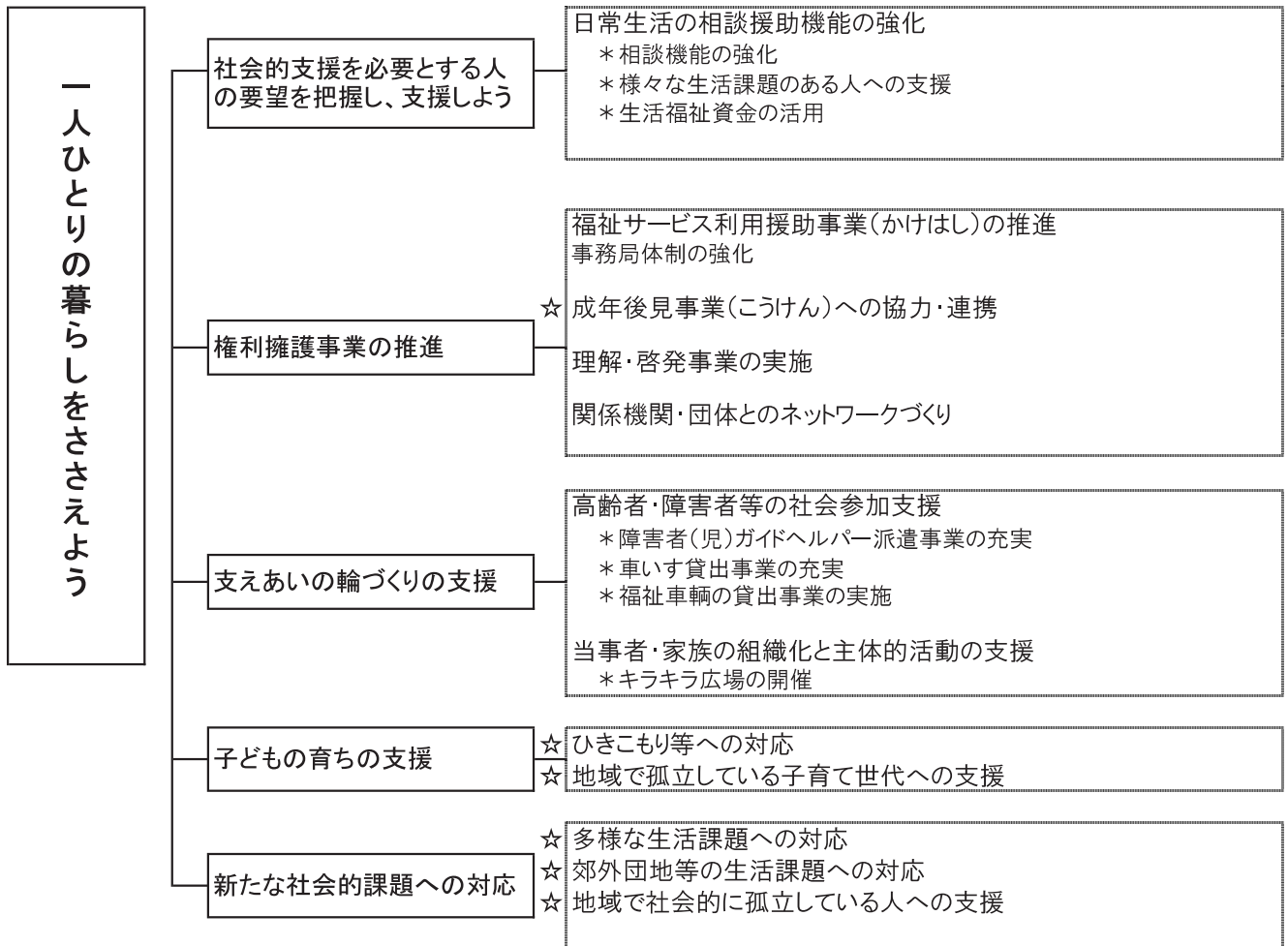


目標に向かって進めていく3つの柱

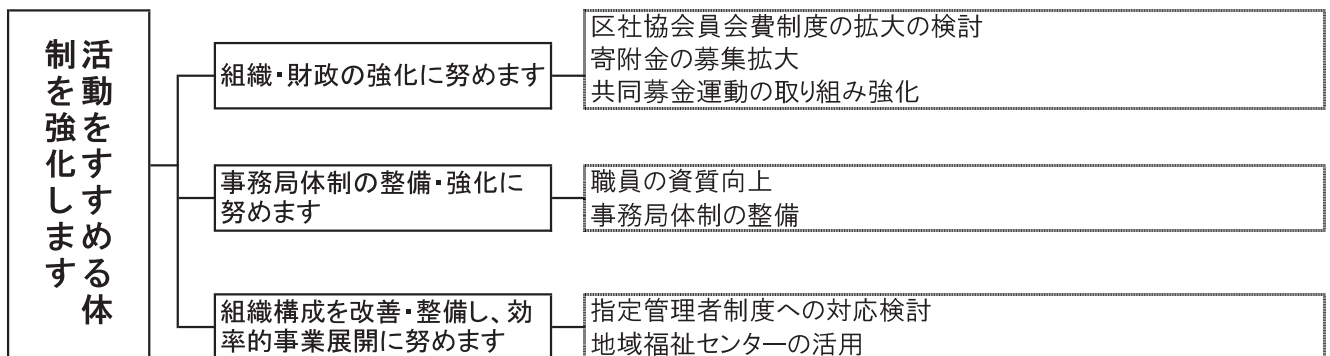
進めていくこと

具体的な取り組み

第2の柱 《うけとめ つなぐ》



第3の柱 《あつめる 高める》



☆は、第5次5か年計画との対比で新規項目

第4章 実施計画

『第1の柱』 たすけあいのまちをつくろう

《つながる・たすけあう》

進めていくこと	具体的な取り組み	取り組みの内容	主な連携機関団体等
小地域での活動を進め、福祉活動を進めよう	福祉のまちづくりの総合的な推進		
	* 近隣ミニネットワークづくり推進事業	学(地)区社協が実施主体となる福祉のまちづくり事業3事業(近隣ミニネットワークづくり、ふれあい・いきいきサロン、地区ボランティアバンク)が相互に関連した取り組みになるような仕組みをつくりまします。 住民が福祉課題に気づき、福祉的な視点でまちづくりを進めるための啓発活動やまちづくり3事業の情報共有の場づくりを行い、専門機関や団体等との連携による課題解決を目指します。	学(地)区社協 / 地区民児協 / 区役所(地域起こし推進課等) / NPO / 福祉施設 / 町内会自治会 等
	* ふれあい・いきいきサロン設置推進事業	ゆるやかな見守り推進事業は、担い手・当事者の両面から全市的かつ重点的に取り組み、災害時要援護者避難支援事業と一体的な推進を目指します。	
	* 地区ボランティアバンク活動推進事業	福祉のまちづくり事業3事業実施に伴う課題等の分析検討を行い、課題の解決に努めます。	
	* 事業実施に伴う課題の分析・解決法の検討	学(地)区社協における福祉委員の位置づけや役割を整理し、活動モデルづくりを行います。 また、地域福祉活動への新たな担い手の発掘や、参画の仕組みを提案していきます。	
	* 担い手の拡大、活動への参加促進	福祉のまちづくり事業等から派生した地域課題に対応する先駆的活動や工夫した取り組みについて、情報提供や学(地)区社協相互の交流及び活動の波及を図ります。	
	* 先駆的な取り組みの支援・関与	福祉のまちづくりを総合的・計画的に推進するため、学(地)区社協の福祉のまちづくりプランの策定を支援します。 未策定地区へは、地域の状況に応じた働きかけや策定の支援を行い、全ての学(地)区社協でプラン策定を目指します。 策定済みの学(地)区社協へは、プランに基づいた取り組みの支援や2次プラン以降のプラン策定の支援を行います。	
	* 福祉のまちづくりプラン策定事業支援	活動拠点のない学(地)区社協については、拠点の確保について行政機関等へ働きかけるなどし、拠点の設置を進めます。 活動拠点のある学(地)区社協では、拠点機能の強化を支援します。	
	* 地区社協活動の拠点づくり支援		
	安全安心に暮らせる地域をつくるための連携		
* 災害時要援護者支援ネットワークづくり	災害時要援護者といわれる人たちを支援するネットワークづくりを、地域と民生委員児童委員協議会・地域包括支援センターなどと連携して取り組み、災害時の地域(区レベル)でのボランティアのネットワーク活動と災害ボランティア活動への支援体制づくりに取り組みます。	学(地)区社協 / 地区民児協 / 区役所(地域起こし推進課等) / 地域包括支援センター / 消防署 等	
* 地域での要援護者支援のためのネットワークづくり			
* 区災害ボランティアセンター支援体制づくり			
* 郊外団地等の生活課題に対する調査・研究	団地等で発生している生活課題の問題の解決のための調査・研究に、地域・行政の関係部局と協働・連携しながら取り組みます。	学(地)区社協 / 区役所(地域起こし推進課等)	
* 救急医療情報キットの取り組み推進	緊急時の対応に役立てるため、救急医療情報キット事業に学(地)区社協・消防等と連携しながら取り組みます。	学(地)区社協 / 地区民児協 / 地域包括支援センター / 消防署 等	
専門機関・行政機関との連携	施設・関係団体・行政機関の専門性を活かしつつ、学(地)区社協と協働した活動ができるよう支援します。	学(地)区社協 / 地域包括支援センター / 福祉施設 等	

《つながる・たすけあう》

進めていくこと	具体的な取り組み	取り組みの内容	主な連携機関団体等
福祉教育を進めよう	福祉教育の推進		
	* やさしさ発見プログラム事業の普及	地域、学校、企業、団体などとの連携により、「やさしさ発見プログラム事業」を活用した福祉教育を一層広めます。	学(地)区社協/学校/企業等
	*福祉活動体験プログラムの開発	福祉教育の推進方法を充実させるため、新たな学習プログラムメニューの開発を進めます。	学習サポーター/学校 等
	*福祉啓発講座の開催	「研修・学習の場づくり」として、学(地)区社協の関係者の研修、ボランティア・区民のための福祉啓発の講座を開催します。	学(地)区社協/NPO 等
ボランティア活動を応援します	ボランティア活動の推進(発掘・養成)		
	*さまざまな課題・階層別ボランティアの養成	さまざまな福祉ニーズに沿ってボランティアの育成を進めるとともに、ボランティアがいきいきとできる活動の場を広げ、区民の福祉活動への参加を増やします。	福祉施設/NPO/学校/医療機関 等
	*新たな課題に対応したボランティア講座の開催	新たな要望や課題に対応するボランティア講座をNPO法人等と企画の段階からともに取り組み、啓発とボランティアの育成に努めます。	学(地)区社協/区役所(厚生部等)/福祉施設/NPO 等
	*福祉イベントの企画・実施	福祉やボランティアの情報発信を目的に、区民に向けた福祉イベントを開催します。	ボランティアグループ/福祉施設/作業所等
	大学等との連携	大学と地域をつないでいく視点から、学生のボランティア活動を支援するとともに、地域の活動を理解してもらうことで、将来地域で活躍する人材の養成を図ります。 また、大学の担当者との協議の場を開催します。	学(地)区社協/大学 等
	災害ボランティアセンターの体制づくり	区災害ボランティアセンターマニュアルに従って定期的にシミュレーションを行い、必要に応じてマニュアルの見直し作業を行います。 また、災害時に備えて福祉施設・関係機関等との連絡体制づくりを日常的に取り組みます。	学(地)区社協/地区民児協/福祉施設/区役所(地域起こし推進課等)/消防署/NPO 等
	福祉情報の発信	ホームページやメールニュース、広報紙等を通じて、ボランティアセンターの取り組み紹介などを行い、より多くの方に福祉情報が届くよう、情報発信を行います。 学(地)区社協の取り組みの紹介なども学区社協のホームページ等を活用し、区民への情報提供に努めます。 福祉情報・ボランティア情報の提供につとめ、保有する図書・資料の活用を図り、地域福祉活動や福祉に関する情報を、さまざまな方法で、より多くの区民に届けます。	マスメディア/フリーペーパー

『第2の柱』 一人ひとりの暮らしをささえよう

《うけとめ・つなぐ》

進めていくこと	具体的な取り組み	取り組みの内容	主な連携機関団体等
社会的支援を必要とする人の要望を把握し、支援しよう	日常生活の相談援助機能の強化		
	* 相談機能の強化	さまざまな相談の受け皿としての心配ごと相談や在宅訪問相談、貸付相談、ボランティア相談などの機能を強化します。 また、生活課題把握のため、関係機関との連携やアウトリーチに努めます。	区役所(厚生部等)/地区民児協/地域包括支援センター等福祉関係団体/学(地)区社協等
	* 様々な生活課題のある人への支援	社協の活動を活かして、本人による課題解決を支援し、地域の関係機関・団体と積極的に連携しながら、ネットワークによる課題解決を進めます。 個別支援の積み上げから導かれる地域課題の分析・把握を通し、関係機関と連携を図りながら、新たな地域での取り組みの開発も行っています。	県社協/地区民児協 等
権利擁護事業の推進	福祉サービス利用援助事業(かけはし)の推進	関係機関や団体、区民のみなさん向けに事業の広報啓発活動を行います。 また、事業のPRのための講演会や、利用者を支える地域関係者向けの理解・啓発活動を行います。 市社協が実施する区社協での事業展開等についての調査・研究に協力します。 生活支援員の確保の方法について見直し、人員の確保に努めます。 事業実施にあたっては、市社協や地域関係者との協力体制の強化のため総合調整をしていきます。	区役所(厚生部等)/地域包括支援センター等福祉関係団体/地区民児協/学(地)区社協等
事務局体制の強化	あわせて、相談援助にあたる事務局の体制も強化していきます。		
成年後見事業(こうけん)への協力・連携	福祉サービス利用援助事業(かけはし)利用者の判断力が低下し、成年後見制度への引き継ぎが必要になった場合、広島市社協が実施している成年後見事業(こうけん)と連携し、一体的に利用者の支援を行っていきます。	区役所(厚生部等)/地域包括支援センター等福祉関係団体/地区民児協 等	
理解・啓発事業の実施	権利擁護事業理解のための講演会や、利用者を支える地域関係者向けの理解・啓発活動を行います。		
関係機関・団体とのネットワークづくり	権利擁護事業の推進のため、関係機関・団体との連携体制を強化していきます。	区役所(厚生部等)/地域包括支援センター等福祉関係団体/地区民児協 等	

《うけとめ・つなぐ》

進めていくこと	具体的な取り組み	取り組みの内容	主な連携機関団体等
支えあいの輪づくりの支援	高齢者・障害者等の社会参加支援		
	* 障害者(児)ガイドヘルパー派遣事業の充実	単独での外出等、社会参加活動が困難な肢体不自由・視覚・知的・精神障害のある方を支援する「障害者(児)社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業」については、実施主体である市社協と協議しながら取り組みます。	
	* 車いす貸出事業の充実	一時的に車いすが必要となった方の日常生活や社会参加を支援する「車いす貸出事業」を実施するとともに、学(地)区社協の活動拠点に車いすの配置をすすめ、区民がより身近な地域で車いすを借りることができるようつとめます。	学(地)区社協
	* 福祉車両の貸出事業の実施	安佐南区社協で実施している福祉車両の貸出事業については、障害者自立支援法施行等によりサービス等も整備されてきたことから、今後の運営の在り方について検討・協議します。	
	* 当事者・家族の組織化と主体的活動の支援	当事者や家族の活動や仲間づくり、組織化を側面的に支援し、主体的活動への協力支援を行います。 社協で行ってきた既存の行事のあり方について、当事者団体と協議し、方向性や役割を明確にします。	当事者グループ/作業所等
	* キラキラ広場の開催	精神障害者の仲間づくり、行き場づくりを目的に、精神障害者のソーシャルクラブ「キラキラ広場」を祇園福祉センターで開催する。	区役所(保健福祉課)
子どもの育ちの支援	子どもの育ちの支援		
	* ひきこもり等への対応	ひきこもり等でお悩みの方の支援として、区社協としてどのような取り組みが可能か検討を行います。	区保健センター/福祉施設/教育機関/NPO等
	* 地域で孤立している子育て世代への支援	地域で孤立し、身近に相談する人もなく、SOSを出せないでいる子育て中の家族の支援を行います。	
新たな社会的課題への対応	多様な生活課題への対応		
	多様な生活課題への対応	多様な生活課題をもつ人への支援として、社協としてどのような取り組みが可能か調査・研究及び関係団体からのヒアリング等を行い、地域の実情に応じた支援を行います。 生活課題に対応し、地域の特性に応じた先駆的な取組みを支援し、区域での普遍化を目指す取組みについては事業化を検討します。	区役所(厚生部等)/福祉施設/NPO等
	郊外団地等の生活課題への対応	郊外団地等の抱える生活問題を情報収集し、地域で取り組める支援についての提案や他機関との連携をすすめます。	学(地)区社協/区役所(地域起こし推進課等)
	地域で社会的に孤立している人への支援	地域で社会的に孤立している人が抱えている生活課題の解決を目指し、直接相談者宅に出向き、必要とされる支援に取り組みます。 地域での普遍化が必要な課題については事業化を検討します。	学(地)区社協/地域包括支援センター/NPO等

『第3の柱』活動をすすめる体制を強化します

《あつめる・高める》

進めていくこと	具体的な取り組み	取り組みの内容	主な連携機関 団体等
組織・財政の強化に努めます	区社協会員会費制度の拡大の検討	会員・会費・寄付金の使途や実績、効果などをインターネットや広報紙に具体的に掲載し、使途や活動効果をより一層明確にしたうえで募集と広報を行います。	
	寄附金の募集拡大		
	共同募金運動の取り組み強化	広島市共同募金会とともに、共同募金の拡充につながる募金方法について検討します。	広島市共同募金会
事務局体制の整備に努めます	職員の資質向上	市社協とともに研修体系計画を再構築し職員の資質向上に努めます。	
	事務局体制の整備	事務局へのソーシャルワーカー(社会福祉士等専門職)の配置を促進し福祉活動の推進体制を強化するとともに、地域支援の役割を担うコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の位置づけを整理し、導入の検討を行います。	
業整備組織開し構に、成努効をめ率改的善す事・	指定管理者制度への対応検討	次期指定管理者の公募に向けて、管理運営方法について検討を行います。	
	地域福祉センターの活用	安佐南区総合福祉センターが、区民にとっての地域福祉の推進拠点として有効に活用されるよう努めます。	区役所(厚生部)

《用語解説》

3ページ

- (※1) **稼働世帯**: 職業に就き、収入を得ることのできる稼ぎ手のいる世帯。
- (※2) **相対的貧困率**: 国民の所得格差を表す指標で年収が全国民の年収の中央値の半分(貧困線)に満たない国民の割合。
- (※3) **子どもの貧困率**: 貧困線より下にいる18歳未満の子どもの割合。

5ページ

- (※4) **NPO**: NonProfit Organizationの略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

11ページ

- (※5) **福祉のまちづくり事業**: 昭和62年度に広島市社協が提唱。以後、事業内容の充実と実施事業の見直しを図りながら要綱の改正を行ってきた。平成20年度からは「新・福祉のまちづくり総合推進事業」としての3事業の総合的展開に加え、「地区社協活動拠点整備事業」、「福祉のまちづくりプラン策定事業」にも順次取り組みを広げてきた。平成25年度以降は3事業をより一層連動させて推進していくことを目指している。

12ページ

- (※6) **近隣ミニネットワークづくり**: 高齢者や障害者、児童等で社会的・地域的な援助を必要としている人たちへの近隣住民による見守りと、具体的支援活動と関係機関・団体によるネットワークづくりを行う『小地域における見守り・支え合い活動』。
- (※7) **ふれあい・いきいきサロン**: 高齢者や障害者、児童等要援護者の地域参加・ふれあいを高める活動として、地区社協域や町内会・自治会域でのサロンの立ち上げ支援と連絡調整を行う『地域住民のふれあいの場づくり』。
- (※8) **地区ボランティアバンク**: 高齢者や障害者、児童等要援護者への支援・交流活動を推進するため、福祉意識の啓発、住民ニーズの把握と活動場面の開拓、並びに担い手の発掘・養成・登録・活動調整等を行う『地域住民の参加・支え合い活動』。
- (※9) **災害時要援護者避難支援事業**: 災害時に避難支援が必要な人(要援護者)を事前に把握するとともに、一人ひとりについて、連絡体制、避難場所、避難方法などを整理した「避難支援プラン」を作成し、災害時に地域で助け合いながら要援護者の避難を支援するもの。近隣の人等が避難支援者になって、災害時に要援護者の避難誘導などの支援を行う。
- (※10) **地域包括支援センター**: 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域での生活を総合的に支援する機関として、広島市が委託した社会福祉法人や医療法人等が運営。専門の職員(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等)が、介護予防をはじめ、介護や保健・医療・福祉等、さまざまな相談に応じる。

13ページ

- (※11) **救急医療情報キット**: 一人暮らし高齢者の方などが自宅で救急車を呼び医療行為を受ける際、「かかりつけの医療機関」「服薬」「持病」などの医療情報を専用の保管容器に入れ、冷蔵庫に保管し、万が一の緊急事態に備えるための道具。持病や服薬等の医療情報を確認することで、適切で迅速な処置を行うことができ、また、緊急連絡先の把握により親族の方などのいち早い協力が得られる。

14ページ

(※12) **やさしさ発見プログラム事業**:「体験！発見！！ほっとけん！！やさしさ発見プログラム事業」。さまざまな人が福祉を学び、体験・共感する機会を創ること、福祉やボランティアの情報やニーズを市民に広め、行動を喚起する取り組みの一つ。学校・地域・企業・団体等を対象として福祉活動体験学習で、福祉活動体験学習サポーター(講師・学習協力者)の協力を得て実施する。

16ページ

(※13) **アウトリーチ**:相談者の来訪を待つのではなく、専門職が積極的に地域に出向き、ニーズの掘り起こし(ケース発見)や情報提供、サービス提供、地域づくりを実施する支援の方法。

(※14) **福祉サービス利用援助事業**:認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人とサービス提供の契約を結び、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援、通帳等の預かりや相談を行う事業。広島県下の社会福祉協議会では、「かけはし」の愛称を使っている。

(※15) **生活福祉資金**:低所得者・高齢者・障害者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度。実施主体は都道府県社協、各区社協が窓口となっている。

18ページ

(※16) **成年後見事業(こうけん)**:認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の財産管理やサービスの契約などの身上監護を支援する制度。家庭裁判所の選任した後見人等(個人)が支援にあたるが、法人団体が後見を行う場合もある。

広島市社協では、平成23年度から法人としての成年後見事業に着手、福祉サービス利用援助事業の利用者であった方で、被成年後見となられた方を対象に、後見人を受任し、支援を行う。この事業の愛称を「こうけん」としている。

(※17) **障害者(児)社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業**:単独での外出が困難な肢体不自由者(児)・視覚障害者(児)・知的障害者(児)・精神障害者(児)の社会参加活動の際、社会参加支援ガイドヘルパーを派遣して付き添い介助を行う事業。

(※18) **精神障害者ソーシャルクラブ**:同じ悩みを持った人が自主的に集まり、お互いに支えあいながらグループ活動を行う場。市域には4つのクラブがあり、西区・安佐南区・安芸区の3クラブが区社協を問い合わせ窓口としている。

22ページ

(※19) **ソーシャルワーカー**:社会福祉学を基に社会福祉援助技術を用いて社会的に支援を必要とする人々とその環境に働きかける専門職。

(※20) **コミュニティソーシャルワーカー**:地域の課題やニーズを発見し、受け止め、関係者と課題を共有し、地域自立生活支援を基本に地域の資源(情報・人・場所等)をつないで〈個別支援〉を行うとともに、地域の福祉力を高めるための〈地域支援〉を総合的に推進していく中心的役割を担う専門職員。

(※21) **指定管理者制度**:地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、民間企業や財団法人、NPO 法人等に包括的に代行させることができる制度。原則的に複数の公募から管理者が選ばれる。

広島市安佐南区地域福祉<活動>推進第5次5か年計画の総括

I. <計画のめざしたもの>

安佐南区地域福祉<活動>推進第5次5か年計画の目標は、1市、8区、130を越える学(地)区の社協組織が地域福祉を推進していく上での共通目標を設定し、それぞれの役割・機能を分担し、また協働しながら推進することを念頭に設定されました。

1. 計画のスローガン

「あなたとつくる みんなでつくる ささえあいのまち」

2. 広島市域の共通計画目標<基本理念>

『 地域住民や活動団体と連携・協働し、住民一人ひとりが主役となった「ささえあいのまち」をつくること 』を原則に、安佐南区流にアレンジして、まちでの生活者である「あなた」と、その「あなた」が暮らす地域、学校、職場、興味、関心などを通じてつながる「みんな」で「ささえあいのまち」づくりを進めました。

II. <計画推進中の状況や背景>

安佐南区地域福祉<活動>推進第5次5か年計画を策定した平成19年度は、「格差社会」をはじめ、家族関係の脆弱さや地域の住民相互の絆の希薄化を証明するような様々な社会問題が生じ、社会保障・社会福祉の分野では、「地域で支える仕組みづくり」を目指す一連の社会保障制度改革が急がれました。市域及び区域の計画の実施期間では、格差社会の進行とともに計画策定当時には想定していなかった大きな社会情勢の変化もありました。外国の大手投資顧問会社の経営破綻をきっかけにして起こった連鎖的な企業倒産等の余波を受け、国内では非正規労働者を含め多くの失業者が生み出されました。社協に関連する事業においては、仕事を失った生活困窮者に対する住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と合わせた生活費の貸付等を行う新しい貸付資金制度の創設、その運用をめぐるでも大幅な改正が進みました。現在も多くの相談が事務局に持ち込まれ、相談件数も高い水準で推移しています。

平成23年3月には東日本大震災が発生し、区社協では共同募金義援金への協力を区

民、地区・学区社協のみなさまに呼びかけるとともに、必要な支援事業の展開や拠点施設等での募金推進等に取り組みました。また、地区・学区社協等では防災への関心が高まり、「防災」をテーマとした福祉講座が開催されるきっかけにもなりました。

地区社協活動においては、2か年＜23・24年度＞の国庫補助事業「地域支え合い体制づくり事業」助成金の活用により、多くの地区社協活動拠点＜25学（地）区中22学（地）区＞の開設・整備が進みました。

市域社協が「かけはし」（福祉サービス利用援助事業）を取り組んで10年あまりが経過しますが、平成23年度に市域全区社協への総合相談員（トータルコーディネーターの呼称変更）の配置が完了しました。「かけはし」の利用者の中には判断能力のさらなる低下により成年後見が必要となる事例も増えてきており、平成23年10月からは「かけはし」利用者を対象とした「こうけん」（法人後見事業）が取り組まれ、判断能力の程度を基準に「かけはし」から「こうけん」へと連続した支援体制が整いました。

区社協の活動拠点としては、平成20年7月に安佐南区総合福祉センターが開所し、社協組織の総括的・統合的な拠点として位置づけられています。

Ⅲ. ＜計画の到達点と課題＞

安佐南区社協地域福祉＜活動＞推進5次5か年計画は、全市共通の計画部分と安佐南区固有の独自事業の2つの計画により構成されています。

計画は4つの基本目標（4つの柱）、(1)「安全・安心・こころ豊かに暮らせる地域をつくろう＜たすけあう＞」、(2)「一人ひとりの暮らしをささえよう＜ささえよう＞」、(3)「ささえあいの輪を広げよう＜ひろめる＞」、(4)「活動をささえる仕組みを整えます＜ととのえる＞」を設定し、それぞれ＜進めていくこと（基本計画）＞、＜具体的な取り組み（事業実施項目）＞で整理・構成されています。

これらを総括のくくりとして、事業実施項目や活動・事業の内容に関連付けて計画の到達点や課題をまとめました。

基本目標<第1の柱>「安全・安心・こころ豊かに暮らせる地域をつくろう」

(1) 小地域でのつながりを深め福祉活動を進めよう

福祉のまちづくりの総合的な推進として、新・福祉のまちづくり総合推進事業の3事業<近隣ミニネットワークづくり、ふれあい・いきいきサロン、地区ボランティアバンク>の連動を試みましたが、十分に連動できてきたとはいえません。新・福祉のまちづくり3事業だけでなく、学区社協等の人材確保や地区社協組織のあり方も含め、学区社協等の取り組み手法について再検討する必要があります。

<近隣ミニネットワークづくり推進事業> <到達点>平成24年度末までに区内全学区社協等域で603ネットが目標でしたが、**実際は、838ネットでした。(達成率138%)**<課題>ネット数のみを取り上げれば目標の数字を大きく上回っていますが、取り組みの内容にも学区によって大きな差があり、活動が思うように進まない学区社協もあります。見守り関係者間での情報共有のあり方についての理解にも大きな差があり、連携自体が困難であるとか、活動に工夫が必要などところもあります。

<ふれあい・いきいきサロン設置推進事業> <到達点>平成24年度末までに区内全学区社協等域で**220サロン**が目標でしたが、**実際は147サロン**でした。(達成率66%)<課題>多くの学区社協等でサロンの取り組みが広まり、中には個性的なもの、常設型のサロンもできています。分かりやすく、取り組みやすいという理由で参加者の評判も上々ですが、参加者の固定化、プログラムのマンネリ化、担い手の負担増加、高齢化等の問題があります。サロンの多様化を進め、サロンをきっかけとした別事業の構想も必要と思われまます。

<地区ボランティアバンク活動推進事業> <到達点>平成24年度末までに区内全学区社協等域で登録者**1,251人**が目標でした。実際は1249人でした。(達成率99%)<課題>バンクには活動登録者は多数おられますが、相談・依頼が入らないため活動につながらない、個別の支援は調整がむずかしい、取り組みが幅広く、複雑に進まない、とさまざまな課題があります。利用者の心情を慮り、有償の取り組みを検討している学区社協等もあります。いずれにしても、今後は区ボランティアセンターとの連携を強化し、個別支援の可能性や実践を進め、相談窓口としての学区社協等拠点機能の充実や一体的な事業推進が必要になると思われまます。

<福祉のまちづくりプラン策定事業> 平成24年度末までに区内全学区社協等での策定完了が目標でしたが、現在策定中のものを含め、25学区中23学区社協等が策定中か策定済みです。進捗状況の確認や中間期における見直し、2次プラン以降への策定支援も必要です。地域課題把握のためのアンケート分析に時間がかかり過ぎることの是非やワークショップの活用方法の功罪など支援のためのノウハウを明確にすることも必要です。

<地区社協活動の拠点づくり> <目標>平成24年度末までに区内全学区社協等での拠点設置を目標としていましたが、現在、25学区中22学区社協で設置されています。<課題>拠点設置を望みながら、適当な施設がないという理由で拠点の確保につながらないという状況があります。今後も区社協独自の助成事業を維持し、社協活動の必要性を理解してもらい、取り組みを通して拠点の重要性を再認識してもらえよう継続して支援をする必要があると考えています。

<地域福祉推進委員活動の強化> 平成24年度末まで自主事業として地域福祉推進委員の活動を円滑に推進するため、先進地視察研修等を必要に応じて実施し、区社協と学区社協等とのパイプ役として活動していただくとともに、社協活動の理解促進、組織内における担い手や新しい人材の確保に努めていただく必要があります。

<施設との協働によるまちづくり> 新規事業として、平成24年度末まで毎年新たに4事業(保育園・老人福祉施設・障害福祉施設・児童福祉施設)で、学区社協等と施設の協働事業に取り組むことを目標にしていましたが、取り組めていません。

<地域密着型NPO等団体の組織化支援> 学区社協等が中心となって地域の仕事起こしやまちおこしを進めるため、NPO法人格を取得する際に必要な情報提供を側面的に支援したり、既存のNPO法人や地域貢献に取り組む企業・団体等との連携方

法を検討していくことにしていましたが、実施できていません。

(2) 安心・安全に暮らせる地域をつくるために連携していこう

＜地域での要援護者支援のためのネットワークづくり＞ **＜近隣ミニネットワークづくり推進事業＞**等の対象者の中から、災害時に支援が必要な要援護者等の把握を意識的に取り組み、災害時の支援体制を全学区社協等で行うという目標でありましたが、市域の実績も4割程度にとどまる見込みで、組織的な調整も進んでいません。災害時要援護者支援事業と**＜近隣ミニネットワーク＞**との関連性と連携が具体になった場合の相乗効果を期待しつつも、個人情報取り扱いによる混乱や関係者間の調整が進みませんでした。

＜災害時ボランティアネットワーク活動への参画＞ 区レベルにおける災害ボランティア活動体制づくりの一翼を担うというものでしたが、「区災害ボランティア活動支援体制づくり」の枠組みの中で広島市災害ボランティア連絡調整会議が作成したマニュアル(標準例)に基づき、市社協とともに区災害ボランティアセンターの開設・運営シミュレーションを区内の関係者に呼びかけ実施しました。次年度の計画においても取り組みを進める予定です。

＜区災害ボランティア活動支援体制づくり＞ 区レベルでは、平時から関係団体とのつながりを作り、情報共有を行いながら災害ボランティアの活動体制づくりを進めているところではありますが、具体的な実務レベルでの連携作りは次期計画の課題となっています。

＜公共交通不便・交通空白地域の交通問題に関する調査・研究＞ 「地域のあしづくり調査研究委員会」の報告を基に地域の具体的な取り組み(例えば、プラン策定事業等)に対して支援を行うものでありましたが、具体的な動きにはつながっていません。団地の高齢化の問題等とも合わせ、地区の福祉課題として学区社協等と連携を持ち、問題の対応を探ることについては、関係者、関係機関との連携も含め今後の課題であると考えます。

＜まち点検・地域の安全マップづくり＞ 学区社協等の範囲で防災・避難並びに防犯・交通安全等の視点からまち点検を行い、地域安全マップの作製を進めました。内容の更新やその活用方法についてどのように整理するのか等、マップづくりの意義や意味を明確に提示し、具体的に支援する必要があります。

(3) 高齢の人や障害のある人のある人たちの活動を支援しよう

＜障害(児)者の季節行事の支援＞ 区社協の取り組みである障害(児)者の季節行事の開催では、民生委員、関係ボランティアとつながる場・機会となる取り組みがある一方で、当事者のニーズが見えにくくなっているという現状があり、新しい取り組みにつながらないという課題があるようです。当事者の行き場や活動の場をはじめさまざまな環境が整備されるなかで、社協組織で取り組む意味や意義について見直す段階にあると考えます。当事者も日頃から地域でつながる必要性を十分に認識し、また学区社協等にあっては当事者が地域の構成員としていろいろな形の社会参加ができるような条件整備とそれにつながる具体的な支援が必要と思われれます。

＜作業所イベント等の支援＞ 障害者の作業所の行うイベントの支援として、地域と作業所の交流等を支援する際には、作業所の個別、具体的なニーズに対応するためのボランティア派遣を実施しました。最終年度における支援に対する満足度の計測までは行っていません。

＜当事者・家族の主体的活動の支援＞ 毎月開催される介護サークル「ひまわり会」や区総合福祉センターの施設を活用して行われている自主リハビリサークル「まあいい会」など、高齢者や障害者が主体的に実施する活動への協力及び仲間づくりを推進するなど、当事者・家族等への支援に努めました。しかし、学区社協等や区社協のイベントの中で意識的に当事者の文化的な活動の紹介を行うことについては方向性の確認もできませんでした。関係機関、団体を通しての必要な調整についても実施できていません。

＜地域各種行事・活動への参加支援＞東日本大震災以降、当事者も地域でつながるという動きを受けて、町内会や自治会への積極的な加入や各種行事への参加とその受け入れに関する調整、工夫は引き続いての課題です。

(4) 専門職や行政の力を活用しよう

＜出前講座の活用＞学区社協等の福祉講座の開催時に地域包括支援センターや消防、警察等の行政機関等や専門職とつながり、貴重な人材を活用できるように情報提供に努めました。

＜地域活動での専門職・行政の活用＞各種の講座開設やまちづくりプランの策定作業等、地域課題の解決や様々な取り組みに関する行政・専門職の参加促進に努めました。

基本目標＜第2の柱＞「一人ひとりの暮らしをささえよう」

(1) 社会的支援を必要とする人たちを支援し、関係機関と連携しよう

＜高齢者・障害者・ひとり親等の相談支援＞区社協職員が対応する相談の中で、高齢者、障害者等の当事者、家族、ひとり親世帯(父子・母子)等の課題等の対応に努めました。特に経済や社会情勢の急激な変化がもたらす新たなニーズ(社会的孤立・生活困窮・権利擁護)に関する課題の発見、解決については、これらに対応する新しい仕組みづくりを構築していく必要があり、次期計画の課題でもあります。

＜利用者の増加に見合う生活支援員の確保＞福祉サービス利用援助事業の対象者の特徴やサービスの特性を考えると、利用者宅を訪問し、日常的な金銭管理等の支援を行う生活支援員の役割の重要性は高く、その計画的な養成と確保が必要であることは多言を要しませんが、進んでいません。引き続き次期計画の課題となっています。

＜事業の機能充実に係る調査・研究＞平成23年9月よりモデル事業として、市域2区(本区及び安芸区)の総合相談員が初期相談から契約締結に至るまでの実務作業を市社協専門員と協力して行いました。相談事案の数の多さ・権利侵害等を伴う事例の困難さ、嘱託職員という限られた稼働時間の中で、どれくらいの効率性を発揮しなければならないのかを検証する場も必要であると思われる。

＜地域包括支援センター等を中心とした区域相談機関とのネットワークづくり＞福祉サービス利用援助事業の実施・推進により区社協と地域包括支援センター等との連携は担当職員間ではとれています。しかし、それはあくまでも利用者一人ひとりの処遇を効率的に進めるためのもので、連携する意味や意義を含むものではありません。地域包括支援センターとのネットワーク会議の開催も区社協主体ではなく、行政主導の月例連絡会議に必要に応じて参加している程度となっています。今後は高齢者、障害者の分野に限らず小地域内の福祉課題を解決するための様々な相談機関との組織的な連携を実現させていく必要性があります。

＜キラキラ広場の開催＞精神障害者のその人らしい生活を実現するため、祇園福祉センターの一室を開放し、ボランティアを中心に日々の生活のひとつに寄り添い、生活を支える支援の一端として仲間づくりや行き場を確保する目的で始めましたが、参加者の行き場が以前と比べて多い昨今、このまま継続する意味や意義、また、関わり方についても見直しが必要なのではないかと思われる。

(2) 日常生活の相談援助機能を強化しよう

＜トータルコーディネーター(総合相談員)の配置＞平成23年度の配置により、かけはし利用者の生活全般を把握し、区域を範囲とする地域生活支援の調整を図ることが可能となりました。平成23年9月よりモデル事業として初期相談から契約にいたるまでの作業を行うことになりました。契約実利用者実件数は26名。支援にあたる生活支援員は11人となっています。＜H.24.12.現在＞。

＜特別心配ごと相談所の設置・運営＞ 平成23年度のトータルコーディネーターの配置までの期間、従来の特別心配ごと相談所の相談窓口を継続して開設しました。来談者の様々な相談に対応し、内容の充実を図る意図ではありましたが、相談件数のないもの(障害者相談)については、見直しを検討すべきではないかと思われます。

＜生活支援及び生活自立のための貸付事業の活用推進＞ 低所得者等の一時的な生活困窮に対し、世帯の自立・更生を図るため、各種の貸付資金の活用を行いました。平成21年10月に生活福祉資金の制度改正が行われ、手続きの簡便さによる使いづらさの解消が功を奏し、貸付件数は飛躍的に伸びました。しかし、再就職や負債の返済の目処がたたず、やむなく生活保護制度の活用を検討しなければならない事例も急増しています。

(3) 社会参加(外出・移動)を援助しよう

＜障害者(児)社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業の充実＞ 一人での外出等が困難な肢体不自由、視覚、知的、精神の各障害者(児)の自宅へガイドヘルパーを派遣し、社会参加の促進を図るとともに、必要に応じてヘルパー候補者の紹介・調整も行いました。ただ、制度の適用範囲等をめぐる変更が相次ぎ、利用者やヘルパーに新たな利用方法のルールを伝えていく作業が繰り返され、利用者間に混乱を招いている現状もあります。移動支援を実施する事業者が充実した現在、受託事業として社協が関わる必要性について見直しを図る必要があると思われます。

＜車いす貸出事業の充実＞ 一時的に車いすの利用が見込まれる区民に対し、日常生活の便宜、社会参加の促進を図るため、学区社協等の拠点事務所に車いすステーション<18か所>を設置し、利便性の向上を促進しました。

＜福祉車輛の貸出事業の実施＞ 車いすを常用する障害者(児)、高齢者の社会参加の促進を図るため、車いすのまま乗降できる福祉車輛の貸出事業を継続・実施しています。現在、同様の事業を行っている区社協は本区と安佐北区のみで、車輛の老朽化が進めば、車輛更新の方法もないため事業廃止も視野に入れ、検討を行っているところです。福祉タクシー等、一般のサービスが整備される中で、利用者の減少や経済的負担の問題も含め、市域を範囲とする事業方針の再検討が必要であると思われます。

基本目標<第3の柱>「ささえあいの輪を広げよう」

(1) 福祉学習をすすめよう

＜体験!発見!!!ほっとけん!!!やさしさ発見プログラム事業の普及＞ 福祉学習の推進については、アイマスク、車いす、高齢者疑似等の各種体験学習の機会を、小・中・高等学校、学区社協等へ提供する「やさしさ発見プログラム事業」を推進しました。全学区社協等での実施に向けて拡がりつつありますが、目標の達成には至っていません。また、学校と学区社協等と一緒に取り組める福祉教育や生涯学習が実施できるようにする必要があると思われます。

＜福祉体験活動プログラムの開発＞ 区独自での福祉活動体験学習等が効果的に実施できるようなプログラムの開発という段階には至っていません。体験学習の講師・サポーター・協力者を学区社協等域内から調整するという工夫を行っている程度となっています。

＜福祉体験学習サポーターの人材発掘・養成・紹介＞ 学習サポーターを発掘・養成するとともに、本会のホームページ等を通じて学習サポーターの紹介を行い、「やさしさ発見プログラム事業」の推進につなげています。H.24.12.現在での登録者数は100名を越え、目標値に近いものになりました。

＜教職員等指導者研修の実施＞ 学校等での福祉教育・体験学習を進めるため、市社協主催で推進役となる区内小・中学校教職員に対して行っています。H.24.12.現在での研修修了者数は56名でした。区域の小学校の7割にあたる(17校/26校)参加がありました。

＜福祉教育推進体制の整備＞ 子どもから大人までを対象にした生涯学習としての福祉教育の推進方策を検討する必要があります。

＜地区社協関係者研修の実施＞ 学区社協等関係者の研修については、ニーズに即したテーマの選択が必要であり、区社協として、研修テーマ、実践事例の提供等により協力しました。

＜ボランティア・市民福祉講座(研修)の実施＞

ボランティア・市民福祉講座(研修)の実施については、市社協が成年後見制度など社会情勢に関する福祉講座等を開催しており、区民の意識づくり、活動づくりを目的に実施に協力しました。また、区社協においても制度等の周知を目的とした福祉講座を開催しました。

(2) 福祉情報を広めよう

＜ホームページの充実・強化＞ 平成21年度以降、平成24年度にかけて区社協ホームページの立ち上げと最低限度の体裁を整えました。また学区社協等情報(ホームページ)の掲載等、内容の更新を行いました。予算が限られているうえに、市社協主導による、市域共通の取り組みのため、自由に改良、改善を試みることはできていません。

＜広報紙の発行＞ 区内全世帯を配布対象にした「社協あさみなみ」「ボランティアセンター通信」と登録ボランティア等を対象とした「ボランティアセンターニュース」を発行し、福祉情報の提供に努めました。少ない広報紙の発行回数を補うため、テレビ、新聞をはじめ、ミニコミ情報誌の活用や市社協等ホームページの利用を図る必要があります。また、掲載記事の内容、発行時期、年間発行回数を考えるとタイムリーな内容とイベント告知が中心となり、一定の質と量を伴った情報提供とはいえない紙面が多くなっています。また、全学区社協等の広報紙発行を目指し、助成事業により支援を行いました。

＜各種ガイドブックの発行＞ 地域福祉活動やボランティア活動につなげるガイドブックとして、前期計画時に作成した学区社協等の活動の様子が把握できる地区社協便欄を、平成24年度に5年ぶりに更新しました。その他、ボランティア活動関係等については作成できませんでした。

＜新聞等マスメディア・フリーペーパー等の活用＞ 上記のとおり、市民と市政、区報の活用とともに、必要に応じて、常に意識的、意図的に、テレビ、新聞をはじめとするマスメディアの活用を図る必要があるという認識です。

(3) 支えあい活動を広めよう

＜さまざまな課題別・階層別ボランティアの養成＞ DV支援、病院ボランティア、ヤングボランティア等、様々な社会的課題、テーマにつながるボランティアの養成、若年層、シニア層、地区ボランティアバンクのボランティア養成などは実施できていません。区社協としては、障害者支援につながる情報保障<手話・音訳・要約筆記・傾聴>や社会参加<障害者ガイドボランティアステップ養成>に関する分野のボランティア育成が中心であり、潜在的課題への対応はできていません。区域の登録ボランティアを平成24年度末で1,800名としていますが、学区社協等のボランティアバンク登録者(1,249名)の数字を加える1,991名と目標の数字を上回っています。ニーズに沿った養成講座の開催と講座修了者の組織化が当面の課題であります。

＜さまざまな機関・団体のコーディネーター(調整役)の養成＞ 学区社協ボランティアバンク等のボランティアコーディネーターの養成は急務ですが実施できなかったため、活動の場の開発も含めて関係部門と連携をとりながら実施する必要があると思われます。また、学区社協内のボランティア活動の受給調整に加えて、災害時において期待される役割の確認などは是非とも必要な内容と思われます。

ボランティアを受け入れる・送り出す施設、団体、学校、企業等におけるボラン

ティア関係の調整役の育成も課題として残っています。

＜企業等の社会貢献活動の推進＞ 企業等の社会貢献活動の推進については、充分に取り組みませんでした。大手流通グループとフリーペーパーの雑誌社の子育て応援の試みに寄り添う形でボランティアグループが参加した程度となっています。

＜福祉イベントの企画・実施＞ 平成20年7月に開所された安佐南区総合福祉センター内に所在するボランティアセンターの機能推進並びに個人ボランティア、グループボランティア等、施設・設備利用者、ボランティア活動登録者の確保を目的として、実行委員会組織による「ボランティアまつり」を平成22年度から開催しています。

(4) さまざまな団体とつながろう

＜ボランティア推進機関・団体とのネットワークづくり＞ 市域ではボランティア推進機関との情報交換会を開催しており、一定の関係性を確立していますが区域においては顔の見える関係性はできておりません。今後も区レベルでのネットワークづくりを進める必要があります。

＜住民参加型在宅福祉サービス団体とのネットワークづくり＞ これについては、具体的な取り組みが出来ていません。

＜子育て支援機関・団体のネットワークづくり＞ 子育て支援ネットワーク会議の情報交換を通して、安心して子育てできる環境づくりを検討し、整備を進めました。また、より福祉ニーズの高い障害児、ひとり親世帯の支援等の重点的な取り組み、小・中学校生の学習支援や小学生を対象にしたサロンの開設など、新しいニーズに対応した取り組みを検討することが必要となっています。

＜当事者団体・ボランティアグループのネットワークづくり＞ ボランティアグループ連絡会や学習会、当事者グループとの情報交換会等を通して当事者とボランティアの接点としての機能を果たしました。

基本目標＜第4の柱＞「活動を支える仕組みを整えます」

(1) 活動財源の確保に努めます

＜区社協会会員費制度の拡大の検討＞ 本区には、正会員と賛助会員の制度があり、区社協の運営、事業に参加する団体・施設・機関を基本的構成員と位置づけ、正会員としての入会を予定しています。現在は、25学(地)区社会福祉協議会から毎年、2,700,000円相当の会費納入を継続してお願いしています。

また、賛助会員として、区社協の事業目的に賛同し、財政面で社協事業を援助する目的で入会できる個人(住民賛助会員：年会費3,000円)及び機関・事業所等(特別賛助会員：年会費5,000円)を予定していますが、賛助会費は実績がありません。自主財源による地域の課題解決を目的とした自主事業の提案・実施・展開と区社協独自の町内会・自治会加入促進方策の検討並びに会費制度の整備・充実が課題となっています。

＜寄附金の募集拡大＞ 広報紙等を通じて寄附の募集方法のあり方についての検討が課題でありましたが、有効なものは特にありません。手だてなく「座して待つのみ」という姿勢自体に問題がありますし、試行錯誤ながらも経費のかからない、区民の理解を得やすい方策を思考するという必要と考えています。

＜共同募金運動の取り組み強化＞ 広島県共同募金会において、持続可能な地域社会づくりの実現を目指して地域テーマ募金(地域活動支援プロジェクト)の取り組みが行われています。また、広島からはじまった、新しい「ささえ愛」のしくみ、「喫緊の社会的課題(児童虐待の予防と虐待被害者の支援、自殺予防対策、生活困窮者に対する支援等…)を解決するために活動しているNPO、団体等を、募金協力者が直接選び応援できる使途選択募金(ドナーチョイス)～社会課題解決プロジェクト～」の登場により、戸別募金等を中心とする各区分会及び地区分会の募金推進活動は少なからず影響を受けております。デフレ不況の真ただ中で募金実績そのものが低

下している状況を打開する市域共通の新しい募金推進プログラムの検討が必要となっています。

(2) 事務局体制の整備・強化に努めます

＜職員の専門性の向上＞ ガイドヘルパー業務は、嘱託職員業務としての評価を受けています。また、平成23年度に市域全区社協への総合相談員(トータルコーティネーターの呼称変更)の配置が完了しました。

＜事務局体制の整備＞ 平成21年度に市社協が作成した職員研修体系に沿って、職員の専門性を高めるため他機関・団体が実施する研修等へ積極的に参加できる体制を整える必要があります。

＜災害時の活動体制の整備＞ 指定管理施設の緊急時対応マニュアルを市域区社協が共通して整備し、区役所厚生部生活課が実施する避難訓練にも参加しています。社協組織及び職員一人ひとりが災害時に適切な対応がとれるように備える必要があります。

(3) 組織構成を改善・整備し、効率的事業展開に努めます

＜1市・8区社協の法人統合化の検討＞ 平成22年度に職員レベルの法人統合検討委員会が設置されましたが、結論は出ておらず、再検討の見通しも立っていません。

＜指定管理者制度への対応検討＞ 第2回(平成20～24年度)申請時においては、学区社協等が地域活動の拠点とした場合のメリットが見込める場合や区社協が種々のマイナス条件を検討して指定管理者となるメリットがない施設の場合については、指定管理の申請を行わないという方針でしたが、本会が管理する施設のなかには該当する施設もあるため、応募についての検討が必要となっています。

＜部会・委員会活動の推進＞ 本会の理事を、総務委員会、地域福祉部会委員会、ボランティアセンター運営委員会、生活福祉資金調査委員会の各委員に分担して委嘱し、委員会を構成する方法で組織化をしています。

高齢化率・15歳未満と町内会加入率から見た学区区域類型

人数	15歳未満(%)									
	25	30	40	50	60	70	80	90		
	町内会加入率(%)									
(%)										
45										春日野1,585
37									戸山763	伴南2,218
31										
30										
29										
28										毘沙門台1,995
27										上安1,281
26									安西2,532	
25									安2,295	伴東1,952
24									安東2,554	
23	東野1,969								安北2,178	長東西1,448
22										
21										大塚1,909
20									伴2,608	川内2,855
19				八木1,517						
18		原2,095		山本2,428						大町2,295
17			中筋1,928							
16				古市1,607 梅林2,072 山本2,204						緑井1,825
15			長東1,350							
14				祇園2,285 祇園2,283						安北1,580 緑井1,682
13				梅林1,972						
12										
11										
10										
9										
8										
7	東野646									
2										伴南173 春日野94
H24年9月末現在高齢者数41,588人。区域高齢化率17.74%、区町内会加入率56.3% *学区名横の数字は高齢者数										
H24年9月末現在15歳未満数42,113人。区域15歳未満率17.96%、区町内会加入率56.3% *学区名横の数字は15歳未満数										

広島市・区の将来人口推計(3区分)

(広島市)

広島市	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	1,154,391	1,159,244	1,153,023	1,136,931	1,112,223	1,080,370	1,041,721
総人口指数	100.0	100.4	99.9	98.5	96.3	93.6	90.2
0～14歳	14.8	14.0	12.8	11.5	10.6	10.2	10.0
15～64歳	68.2	65.6	62.5	61.4	60.9	59.8	57.8
65歳以上	17.0	20.4	24.7	27.1	28.5	30.0	32.2
75歳以上人口割合(%)	7.6	9.4	11.1	13.6	17.0	18.4	19.0

(広島市8区)

中区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	127,763	125,663	122,844	119,211	114,824	109,700	103,832
総人口指数	100.0	98.4	96.1	93.3	89.9	85.9	81.3
年少人口割合(%)	10.6	9.9	9.2	8.2	7.5	7.2	6.9
生産年齢人口割合(%)	70.0	67.9	64.7	63.5	62.7	61.4	59.2
老年人口割合(%)	19.4	22.1	26.1	28.3	29.8	31.4	33.9
75歳以上人口割合(%)	9.2	11.0	12.5	14.5	17.6	19.2	20.0

東区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	121,222	118,453	115,010	110,572	105,462	99,900	93,862
総人口指数	100.0	97.7	94.9	91.2	87.0	82.4	77.4
年少人口割合(%)	15.4	14.1	12.5	11.1	10.1	9.7	9.5
生産年齢人口割合(%)	66.8	64.1	61.1	59.6	58.5	56.5	54.2
老年人口割合(%)	17.8	21.8	26.4	29.3	31.4	33.8	36.3
75歳以上人口割合(%)	8.0	10.2	12.4	15.3	19.0	20.8	22.0

南区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	137,874	138,545	137,846	136,045	133,316	129,795	125,416
総人口指数	100.0	100.5	100.0	98.7	96.7	94.1	91.0
年少人口割合(%)	13.5	12.8	11.7	10.6	9.8	9.4	9.2
生産年齢人口割合(%)	68.1	66.3	63.9	63.5	63.2	62.1	60.1
老年人口割合(%)	18.4	20.9	24.3	25.9	27.0	28.4	30.7
75歳以上人口割合(%)	8.5	10.1	11.4	13.2	15.8	16.8	17.3

西区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	184,795	187,684	188,287	187,263	184,857	181,240	176,320
総人口指数	100.0	101.6	101.9	101.3	100.0	98.1	95.4
年少人口割合(%)	14.8	14.4	13.3	11.9	11.0	10.5	10.2
生産年齢人口割合(%)	69.0	66.8	64.2	63.4	62.9	61.5	59.3
老年人口割合(%)	16.2	18.8	22.5	24.7	26.2	28.1	30.6
75歳以上人口割合(%)	7.3	8.9	10.3	12.2	15.0	16.5	17.2

安佐南区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	219,343	230,521	238,095	243,519	246,894	248,602	248,911
総人口指数	100.0	105.1	108.5	111.0	112.6	113.3	113.5
年少人口割合(%)	17.4	17.4	16.2	14.7	13.7	13.2	13.0
生産年齢人口割合(%)	68.5	65.5	63.2	63.3	63.7	63.2	61.2
老年人口割合(%)	14.2	17.1	20.6	22.0	22.7	23.6	25.9
75歳以上人口割合(%)	5.9	7.2	8.9	11.1	13.6	14.2	14.2

安佐北区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	152,716	148,402	143,348	137,038	129,596	121,224	112,069
総人口指数	100.0	97.2	93.9	89.7	84.9	79.4	73.4
年少人口割合(%)	14.5	12.9	11.1	9.8	9.0	8.6	8.4
生産年齢人口割合(%)	66.8	63.2	58.4	55.6	54.0	52.9	51.6
老年人口割合(%)	18.7	24.0	30.5	34.7	37.0	38.5	40.1
75歳以上人口割合(%)	8.3	10.5	13.0	17.0	22.4	25.2	26.0

安芸区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	76,656	77,175	76,902	75,852	74,159	72,014	69,522
総人口指数	100.0	100.7	100.3	99.0	96.7	93.9	90.7
年少人口割合(%)	15.7	14.8	13.3	12.0	11.1	10.7	10.6
生産年齢人口割合(%)	67.2	64.5	61.6	61.2	61.2	60.1	58.0
老年人口割合(%)	17.1	20.8	25.0	26.9	27.7	29.1	31.4
75歳以上人口割合(%)	7.2	9.0	11.2	14.0	17.1	18.1	18.1

佐伯区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	134,022	132,800	130,692	127,431	123,115	117,894	111,791
総人口指数	100.0	99.1	97.5	95.1	91.9	88.0	83.4
年少人口割合(%)	15.1	13.6	12.1	10.6	9.6	9.2	8.8
生産年齢人口割合(%)	68.4	65.7	61.6	59.0	57.1	55.2	53.5
老年人口割合(%)	16.5	20.8	26.4	30.5	33.3	35.6	37.7
75歳以上人口割合(%)	7.6	9.6	11.7	15.1	19.6	22.7	24.3

国立社会保障・人口問題研究所 日本の市町村別将来推計人口(平成20年12月推計)
市町村別男女5歳階級別データ

広島市町内会・自治会加入率

広島市	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	70.8%	69.2%	68.0%	66.9%	66.4%	65.6%	64.9%	64.0%
全世帯数	499,266	506,431	511,898	517,860	522,710	526,552	530,750	534,915
加入世帯数	353,595	350,609	348,166	346,525	347,221	345,200	344,259	342,201

中区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	62.8%	62.0%	61.6%	59.3%	59.5%	57.7%	57.5%	56.5%
全世帯数	67,002	67,863	68,525	69,077	69,654	70,078	70,429	70,719
加入世帯数	42,072	42,050	42,194	40,985	41,473	40,432	40,486	39,935

東区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	71.1%	70.5%	69.5%	68.7%	67.8%	66.4%	65.9%	65.8%
全世帯数	52,210	52,445	52,628	53,044	53,421	53,875	54,272	54,797
加入世帯数	37,122	36,967	36,584	36,440	36,238	35,786	35,747	36,045

南区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	69.3%	67.3%	65.4%	64.8%	64.8%	64.4%	63.8%	63.0%
全世帯数	64,558	65,538	66,084	66,429	66,526	66,683	66,987	67,420
加入世帯数	44,729	44,097	43,231	43,042	43,125	42,920	42,762	42,442

西区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	77.0%	74.5%	73.5%	72.6%	71.7%	71.0%	69.7%	67.9%
全世帯数	83,867	85,026	85,879	86,664	87,314	87,811	88,695	89,262
加入世帯数	64,556	63,362	63,129	62,896	62,590	62,370	61,811	60,640

安佐南区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	61.2%	60.1%	59.2%	58.2%	57.7%	57.1%	56.6%	55.9%
全世帯数	87,134	88,940	90,415	92,239	93,976	95,215	96,353	97,516
加入世帯数	53,311	53,464	53,554	53,653	54,213	54,353	54,508	54,516

安佐北区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	78.9%	78.4%	76.6%	75.8%	75.2%	74.6%	74.0%	73.4%
全世帯数	61,040	61,490	61,838	62,557	63,047	63,467	63,894	64,312
加入世帯数	48,159	48,190	47,377	47,425	47,420	47,370	47,284	47,179

安芸区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	76.1%	74.4%	71.9%	71.1%	70.8%	70.3%	69.4%	69.0%
全世帯数	30,765	31,527	32,217	32,879	33,150	33,338	33,601	33,857
加入世帯数	23,410	23,470	23,160	23,368	23,473	23,420	23,326	23,374

佐伯区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	76.4%	72.8%	71.7%	70.4%	69.6%	68.7%	67.8%	66.8%
全世帯数	52,690	53,602	54,312	54,971	55,622	56,085	56,519	57,032
加入世帯数	40,236	39,009	38,937	38,716	38,689	38,549	38,335	38,070

※ 加入率(各年7月1日現在)

※ 平成17年度の東区及び安佐北区については、平成18年3月1日現在の数値。

※ 平成18年度は平成18年9月1日現在(安佐北区については、12月1日現在)の数値。

参考表(1) 将来の区別人口および指数(平成17年=100とした場合)

地域	総人口(人)						
	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
広島市	1,154,391	1,159,244	1,153,023	1,136,931	1,112,223	1,080,370	1,041,721
中区	127,763	125,663	122,844	119,211	114,824	109,700	103,832
東区	121,222	118,453	115,010	110,572	105,462	99,900	93,862
南区	137,874	138,545	137,846	136,045	133,316	129,795	125,416
西区	184,795	187,684	188,287	187,263	184,857	181,240	176,320
安佐南区	219,343	230,521	238,095	243,519	246,894	248,602	248,911
安佐北区	152,716	148,402	143,348	137,038	129,596	121,224	112,069
安芸区	76,656	77,175	76,902	75,852	74,159	72,014	69,522
佐伯区	134,022	132,800	130,692	127,431	123,115	117,894	111,791

地域	指数(2005年=100)						
	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
広島市	100.0	100.4	99.9	98.5	96.3	93.6	90.2
中区	100.0	98.4	96.1	93.3	89.9	85.9	81.3
東区	100.0	97.7	94.9	91.2	87.0	82.4	77.4
南区	100.0	100.5	100.0	98.7	96.7	94.1	91.0
西区	100.0	101.6	101.9	101.3	100.0	98.1	95.4
安佐南区	100.0	105.1	108.5	111.0	112.6	113.3	113.5
安佐北区	100.0	97.2	93.9	89.7	84.9	79.4	73.4
安芸区	100.0	100.7	100.3	99.0	96.7	93.9	90.7
佐伯区	100.0	99.1	97.5	95.1	91.9	88.0	83.4

計画策定審議経過

回数	日 時／会議名	審 議 内 容
1	平成 24 年 6 月 25 日 安佐南区社協正副会長会議	区地域福祉推進第 6 次 5 年計画の策定方針について
2	平成 25 年 2 月 20 日 総務委員会	区地域福祉推進第 6 次 5 年計画(素案)について
3	平成 25 年 2 月 21 日 ボランティアセンター運営委員会	区地域福祉推進第 6 次 5 年計画(素案)について
4	平成 25 年 2 月 27 日 地域福祉部会委員会	区地域福祉推進第 6 次 5 年計画(素案)について
5	平成 25 年 3 月 19 日 理事会へ提案	区地域福祉推進第 6 次 5 年計画(案)について
6	平成 25 年 3 月 27 日 評議員会へ提案	区地域福祉推進第 6 次 5 年計画(案)について

計画策定審議委員

社会福祉法人広島市安佐南区社会福祉協議会総務委員会名簿

役職名	氏名	選出母体	区社協
委員長	海徳 貢	学区社会福祉協議会（梅林学区）	理事
副委員長	佐々木 弘司	学区社会福祉協議会（毘沙門台学区）	理事
委員	寺尾 一秀	学区社会福祉協議会（安学区）	会長
委員	岡田 健	学区社会福祉協議会（戸山学区）	副会長
委員	森田 義則	学区社会福祉協議会（山本学区）	副会長
委員	土井 幸一	学区社会福祉協議会（川内学区）	副会長
委員	滝村 信夫	学区社会福祉協議会（伴東学区）	理事
委員	堀江 正憲	学区社会福祉協議会（祇園学区）	理事

（任期 平成24年11月10日～平成26年11月9日）

社会福祉法人広島市安佐南区社会福祉協議会地域福祉委員会名簿

役職	氏名	選出母体	区社協
委員長	藤井 紀子	社会福祉事業を経営する者 （社会福祉施設代表）	理事
副委員長	西谷 義則	区民生委員児童委員協議会会長	理事
委員	大村 正治	社会福祉関係団体・当事者の組織 （区老人クラブ連合会長）	理事
委員	上田 妙子	社会福祉関係団体・当事者の組織 （区心身障害児者父母の会会長）	理事
委員	大本 崇	保健・医療・教育・労働、その他 （安佐南医師会会長）	理事
委員	渡部 朋子	ボランティア団体 （区ボランティアセンター運営委員長）	理事
委員	藤本 英之	学識経験者（安東学区社協）	理事
委員	村竹 正則	学識経験者（長東西学区社協）	理事

（任期 平成24年11月10日～平成26年11月9日）

社会福祉法人広島市安佐南区社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員会名簿

役 職	氏 名	所 属	備 考
委員長	渡 部 朋 子	学識経験者	福祉団体 理事長
副委員長	坂 本 牧 子	子育てサークル応援グループMaMaぽっけ 安佐南区ボランティア連絡会代表	子育て分野ボランティア ボランティア連絡会
副委員長	川 口 隆 司	NPO法人 コミュニティーリーダーひゅーるぼん	福祉団体 理事長
委 員	西 谷 義 則	安佐南区民生委員児童委員協議会 会長	行政機関関係
委 員	野 村 修 平	社会福祉法人 慈光会 慈光園	老人福祉施設職員
委 員	川 本 裕 子	財団法人広島市未来都市創造財団 ひと・まちネットワーク 古市公民館館長	調整公民館館長
委 員	滝 村 信 夫	区社会福祉協議会 副会長 (H24.11.10～)	区社協理事
委 員	藤 本 英 之	学区社会福祉協議会 会長	安東学区社協会長
委 員	乘 藤 丈 夫	学区社会福祉協議会 地域福祉推進委員	安北学区役員
委 員	石 井 隆	点訳サークル むつみ会 代表	障害分野ボランティア
委 員	和泉廣 忠之	運転ボランティア 「うさぎ会」代表	障害分野ボランティア
委 員	今村 美智恵	安佐南区厚生部 健康長寿課課長	行政機関関係
委 員	河 崎 悦 子	戸山・伴・大塚地域包括支援センター 看護師	行政機関関係

(任期 平成24年4月1日～平成26年3月31日)